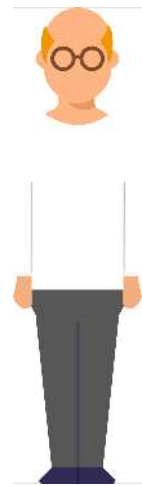


第4次
二本松市
男女共同参画
基本計画
2022-2026



目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の背景.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	4

第2章 二本松市の概況

1 統計データからみた二本松市の現状.....	6
2 男女共同参画に関する市民アンケート調査結果.....	9
3 第3次二本松市男女共同参画基本計画評価指標の進捗状況.....	28

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿.....	30
2 基本理念.....	30
3 基本目標と施策の方向性.....	31
4 計画の体系.....	32

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上..... 34

基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発..... 35

基本方策1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進..... 35

基本方策2 学校教育における社会的差別（ジェンダー）にとらわれない
男女平等教育の推進..... 36

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での学びと協働の充実..... 36

基本方策1 家庭・地域における学習機会の充実..... 37

基本方策2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大..... 37

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進..... 39

基本方針1 仕事と生活の調和..... 42

基本方策1 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備..... 42

基本方策2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大..... 42

基本方策3 職場における男女平等の実現..... 44

基本方針2	女性人材の育成と経済的な地位の向上	44
基本方策1	あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成	45
基本方策2	女性の労働に対する適正な評価と支援	45
基本方策3	女性の経済的自立の促進	46
基本方針3	意思決定過程における女性の参画の推進	46
基本方策1	公的分野における女性の参画の促進	46
基本方策2	企業、団体、地域等における女性の参画の推進	47
基本方針4	国際社会における男女共同参画の推進	47
基本方策1	国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進	47
基本方策2	国際化に対応した暮らしやすい環境づくり	48
基本目標Ⅲ	安心・安全で健やかな暮らしの実現	49
基本方針1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	50
基本方策1	男女間における暴力の根絶に向けた取り組みの推進	50
基本方針2	生涯を通じた男女の健康支援	52
基本方策1	性と生殖に関する健康・権利の増進	52
基本方策2	生涯を通じた母性の健康保持・増進	53
基本方針3	男女共同参画の視点に立った防災対策	54
基本方策1	防災分野における男女共同参画の推進	54

第5章 計画の推進

1	推進体制	56
2	計画の進捗状況の点検及び情報公開	56
3	成果指標一覧	57

参考資料

1	二本松市男女共同参画推進条例	60
2	二本松市男女共同参画審議会規則	63
3	計画策定の経過	64
4	二本松市男女共同参画審議会委員名簿	65
5	関連法令	66
(1)	福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	66
(2)	女子に対するあらゆる形の差別の撤廃に関する条約	70
(3)	男女共同参画社会基本法	77
(4)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
(5)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	93
(6)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	102
6	用語解説一覧	104

本文中、「*」印がついている用語については、参考資料に用語解説があります。

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の背景
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 17（2005）年の合併後に施行された「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 18（2006）年度から5年ごとに「二本松市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を進めてまいりました。

この度、平成 28 年度策定の計画が令和 3 年度をもって満了となるため、これまでの計画を見直し、近年の社会情勢に対応した第 4 次計画となる新たな「二本松市男女共同参画基本計画」を策定します。計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間です。

2 計画の背景

(1) 社会状況の変化

少子化に伴う人口減少、高齢化社会や人生 100 年時代といった新たな社会の到来、そして新型コロナウイルス感染拡大により顕著となった「生理の貧困」や増加するドメスティック・バイオレンス*（以下「DV」という。）などの新たな課題の出現する中、2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」*の理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能な社会への取り組みと女性も男性もすべての個人が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが求められています。しかし、依然として社会や家庭における性に基づく男女の役割への固定的な考え方が根強く残っており、あらゆる分野において、人権尊重を基本とした男女の対等な関係の構築と制度や慣行の見直しが必要とされています。

(2) 国際社会の動向

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、国際連合を中心に、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

近年の動向では、平成 26（2014）年 3 月、国連女性の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント*」について決議案が採択されました。また、平成 27（2015）年 9 月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択され、「目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を促進する」が 17 の目標の一つに掲げられました。さらに令和 2（2020）年には、UN Women（国連女性機関）*により新型コロナウイルスの世界的流行の影響で女性・女児に対する暴力は増加していることが発表されました。

新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特に DV の報告件数が増えている国があり、各国では様々な取り組みが行われています。

【男女格差(ジェンダー・ギャップ指数)に見る日本の順位】

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが毎年発表している「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される各国における男女平等度を表す指数です。0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位(前回は153か国中121位)でした。日本は先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっています。

上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	前年値
1	アイスランド	0.892	0.877
2	フィンランド	0.861	0.832
3	ノルウェー	0.849	0.842
4	ニュージーランド	0.840	0.799
5	スウェーデン	0.823	0.820
11	ドイツ	0.796	0.787
16	フランス	0.784	0.781
23	英国	0.775	0.767
24	カナダ	0.772	0.772
30	米国	0.763	0.724
63	イタリア	0.721	0.707
79	タイ	0.710	0.708
81	ロシア	0.708	0.706
87	ベトナム	0.701	0.700
101	インドネシア	0.688	0.700
102	韓国	0.687	0.672
107	中国	0.682	0.676
119	アンゴラ	0.657	0.660
120	日本	0.656	0.652
121	シエラレオネ	0.655	0.668

各分野における日本のスコアは以下のとおりです。
政治分野におけるスコアが著しく低いことがわかります。

《日本のスコア》

分野	スコア	昨年のスコア
経済	0.604	0.598
政治	0.061	0.049
教育	0.983	0.983
健康	0.973	0.979

(3) 国の動向

国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことを大きな契機とし、男女が共に一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向け、平成 11（1999）年に「男女共同参画基本法」が制定されるなど法制度の整備を進めてきました。近年の主な動向として、平成 27 年 8 月「女性活躍推進法」*の成立、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」*が公布・施行、令和元年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）*（以下、配偶者暴力防止法という。）が改正されました。

また、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、男女共同参画基本法の制定以降、5 年ごとに男女共同参画基本計画の策定をしており、令和 2（2020）年 12 月には、第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画基本法」の第 14 条第 3 項の規定に基づいた計画です。国の男女共同参画基本計画（「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2（2020）年 12 月 25 日閣議決定）」及び福島県のふくしま男女共同参画プランを考慮して定めています。また、この計画は、二本松市男女共同参画推進条例第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、平成 29（2017）年 3 月に策定した「二本松市男女共同参画基本計画」を継承し、かつ新たな課題に対応するため改定を行うものです。「二本松市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画とします。

4 計画の期間

計画の期間は令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は柔軟に対応します。

令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
二本松市男女共同参画基本計画				

第2章 二本松市の概況

- 1 統計データからみた二本松市の現状
- 2 男女共同参画に関する市民アンケート調査結果
- 3 第3次二本松市男女共同参画基本計画
評価指標の進捗状況

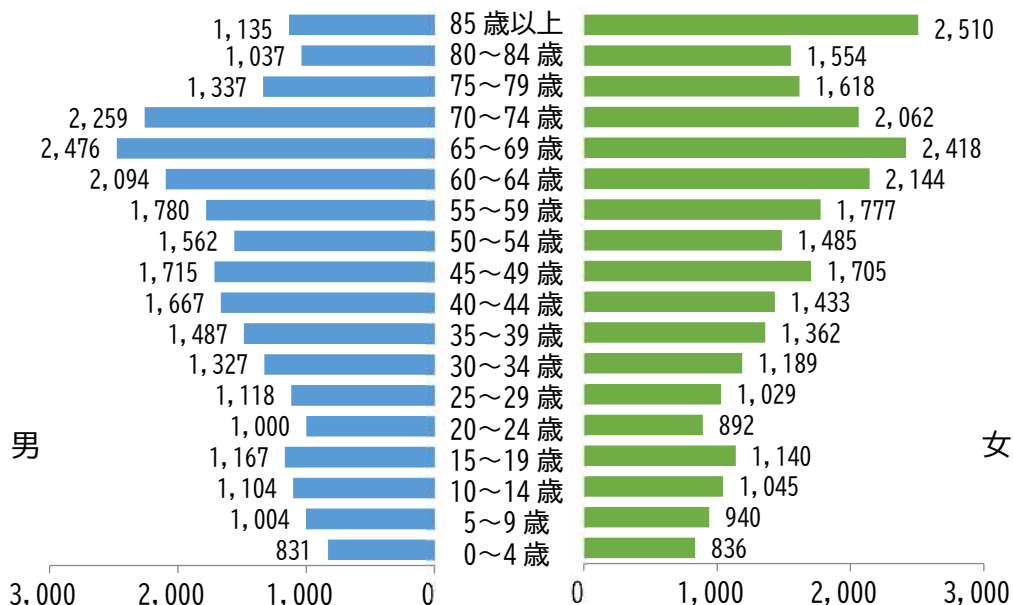
第2章 二本松市の概況

1 統計データからみた二本松市の現状

(1) 二本松市の人口の状況

① 人口ピラミッド

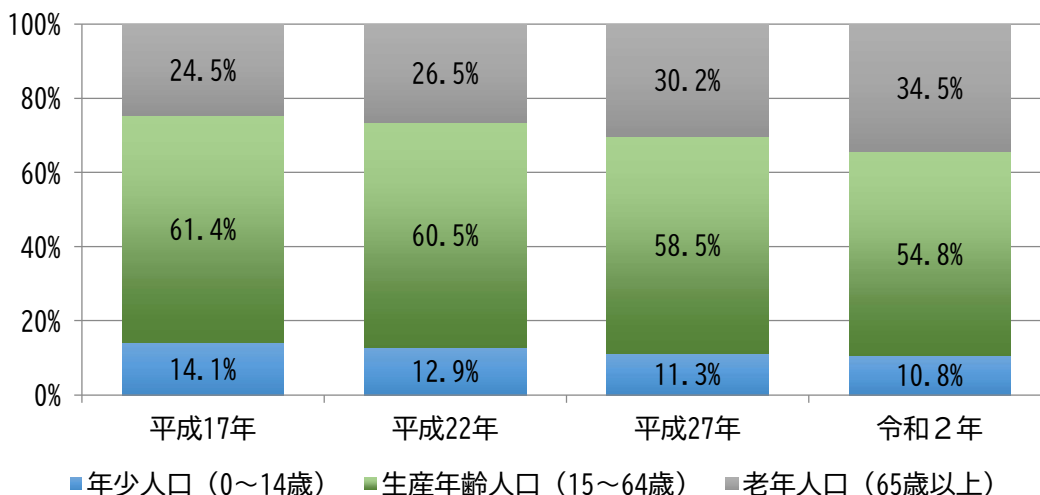
【資料：国勢調査／令和2年10月1日】



② 二本松市の年齢3区分別人口の推移

【資料：国勢調査/各年10月1日】

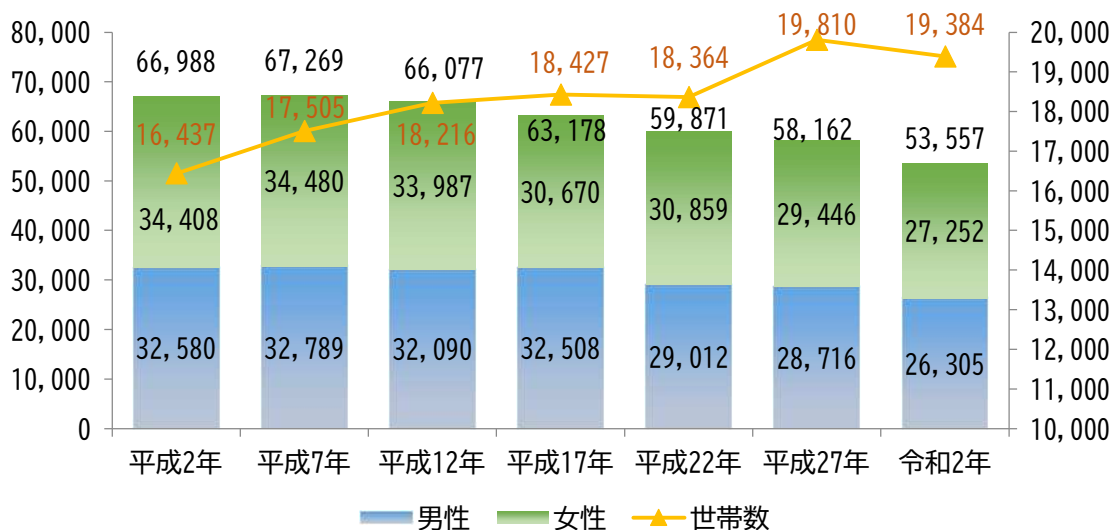
人口の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が確実に進行しています。



③ 人口・世帯数の推移

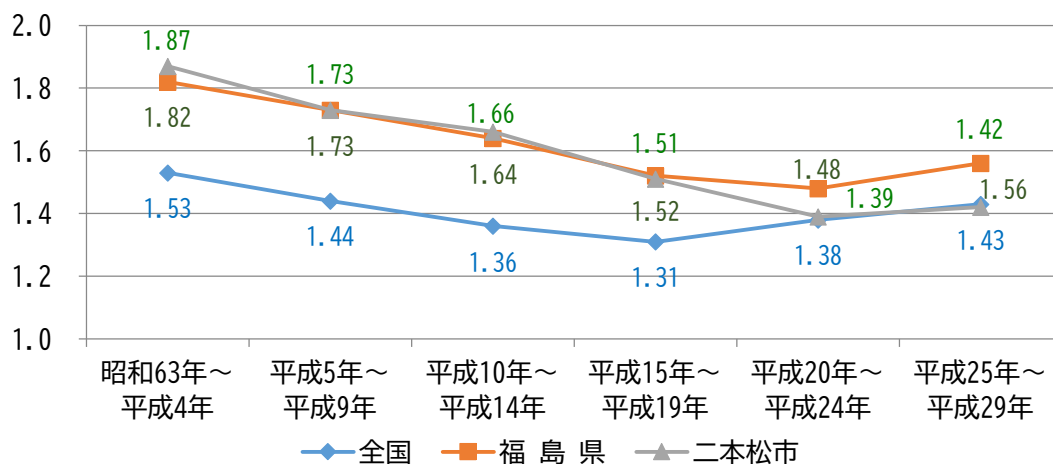
【資料：国勢調査／各年10月1日】

人口と世帯数の推移を見ると、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行している状況が見られます。



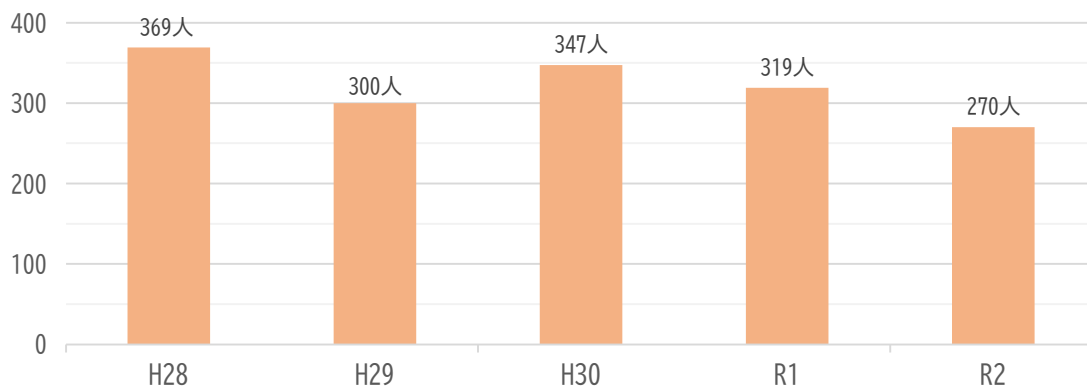
④ 合計特殊出生率*の推移

【資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告】



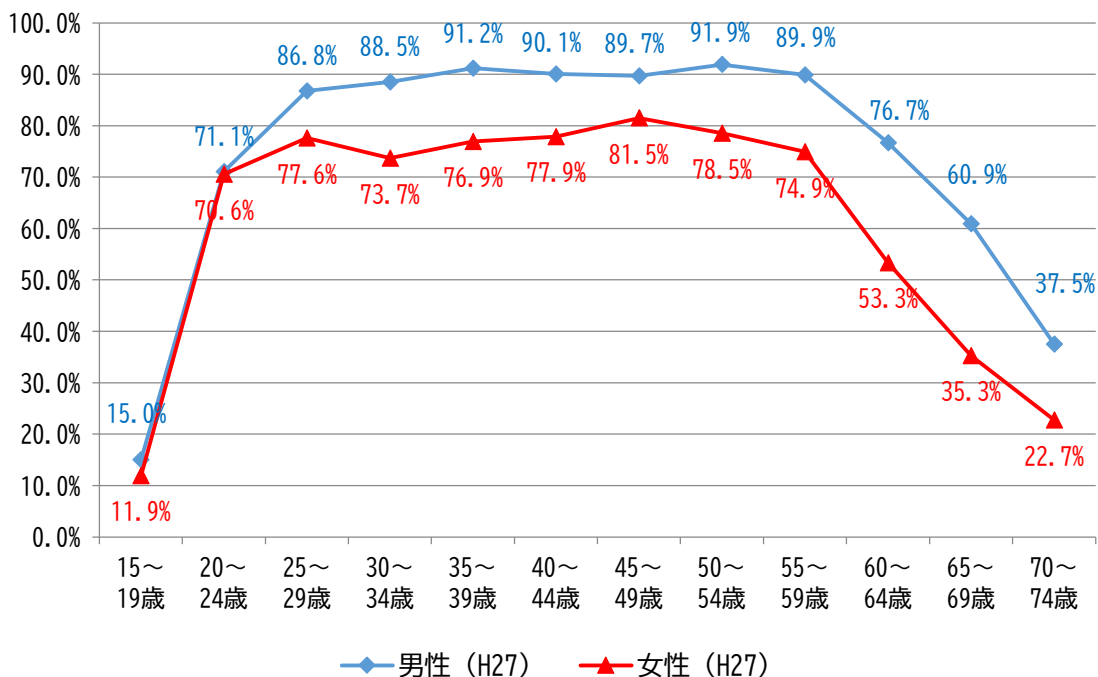
⑤ 二本松市の出生数の推移

【資料：市民課資料（出生登録者数）/各年度】



(2) 二本松市の女性の就業状況

【資料：国勢調査／平成27年10月1日】



(3) 二本松市の女性の参画状況

【資料：福島県男女共同参画推進状況年次報告書／各年度】

年	審議会等に占める女性委員の割合			市管理職に占める女性職員の割合			市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長に占める女性の割合					
	審議会等数	女性を含む審議会等数	女性委員を含む審議会等の割合(%)	委員数	女性委員数	女性比率(%)	管理職総数	女性職員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性自治会長数	女性比率(%)
H29	28	18	64.3	306	72	23.5	88	19	21.6	25	1	4	372	8	2.2
H30	28	18	64.3	309	70	22.7	88	20	22.7	26	1	3.8	373	10	2.7
R1	29	18	62.1	338	73	21.6	81	19	23.5	22	1	4.5	372	12	3.2
R2	30	19	63.3	345	84	24.3	80	18	22.5	22	1	4.5	372	10	2.7
R3	30	19	63.3	346	86	24.8	93	19	20.4	22	1	4.5	372	10	2.7
(参照) R2年度福島県の平均値			73.8			22.8			12.2			9.3			3.1

2 男女共同参画に関する市民アンケート調査結果

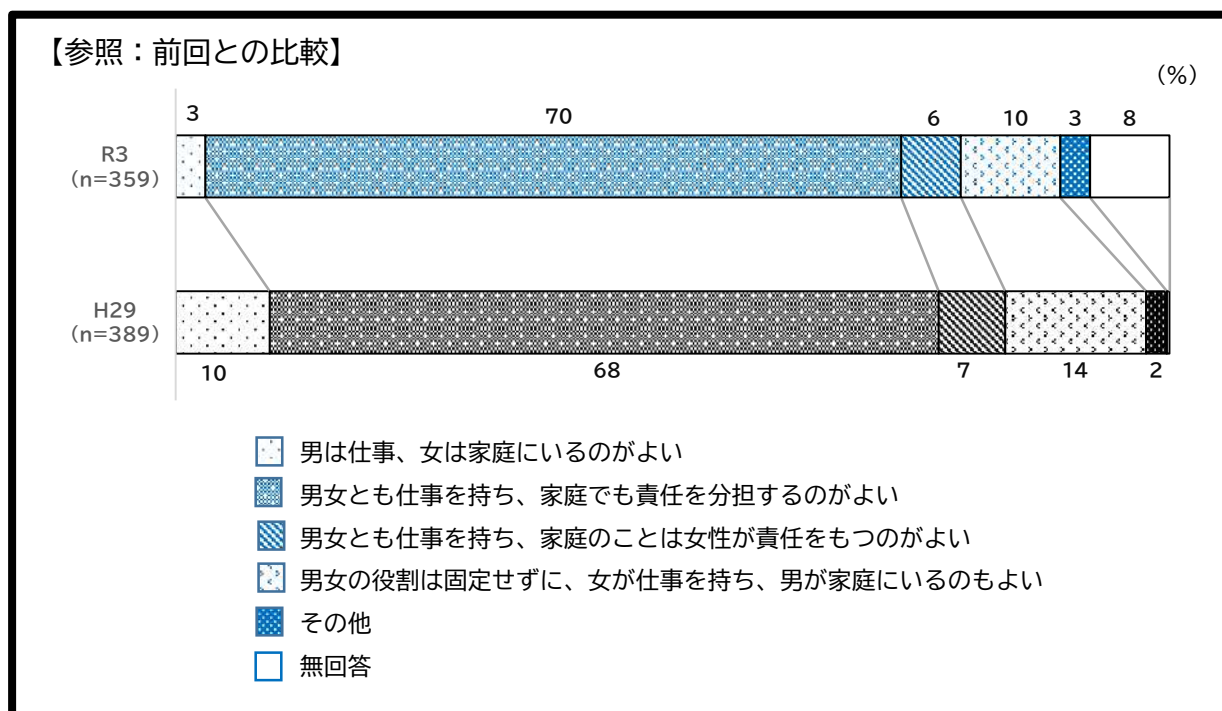
(1) 調査の概要

調査対象	二本松市在住の20歳以上
抽出方法	対象者の中から1,000名を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
有効回答数	359通（有効回答率35.9%）
調査時期	令和3年7月28日（水）～8月20日（金）

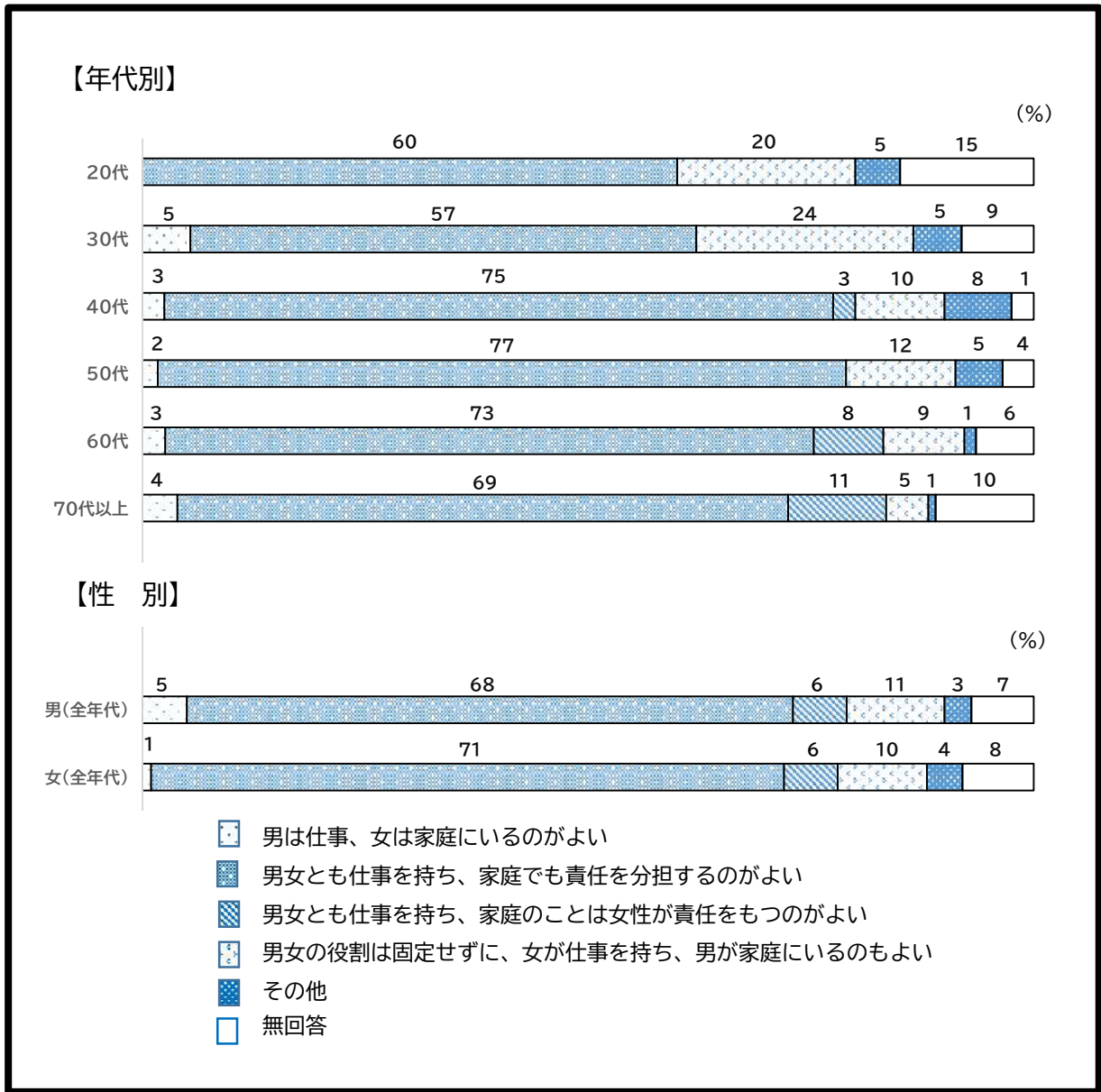
(2) 市民アンケート

■ 男女の役割意識について

①「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。



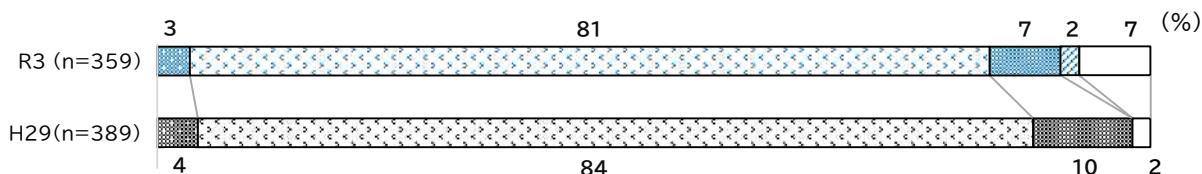
前回調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」が下降し、「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」が上昇している。



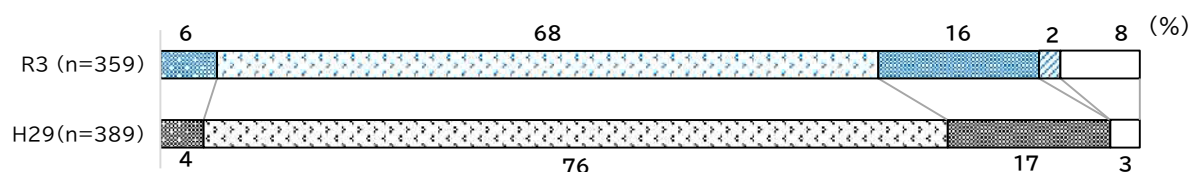
年代別にみると男女共に60代以上で「男女とも仕事を持ち、家庭のことは女性が責任をもつのがよい」を選択する傾向がみられる。性別にみると、男女共に「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」が1位となっており、特徴的な差はみられない。

②あなたの家では、次の(1)から(3)について男女のどちらが主に担っていますか。
 または担っていましたか。

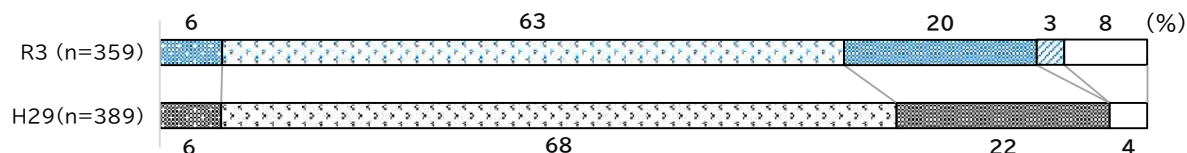
(1) 食事のしたく



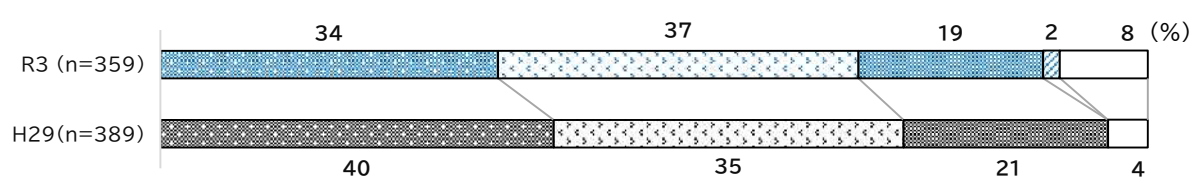
(2) 食事の後片付け、食器洗い



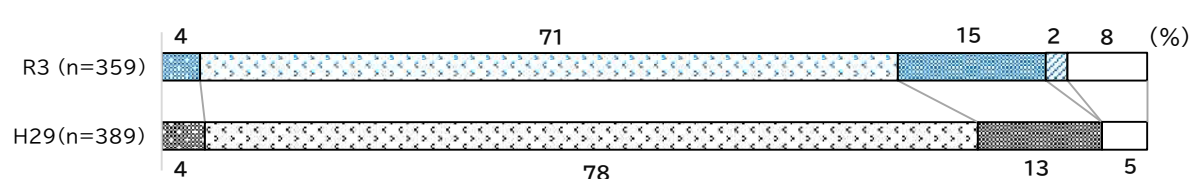
(3) そうじ



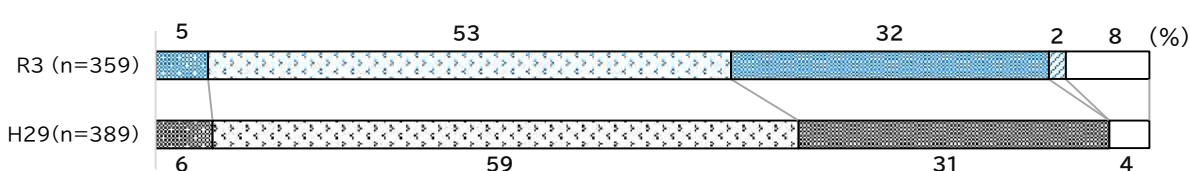
(4) ゴミ出し



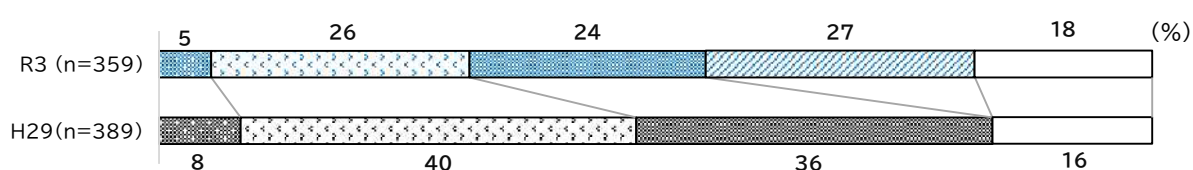
(5) 洗濯



(6) 食品・日用品の買い物

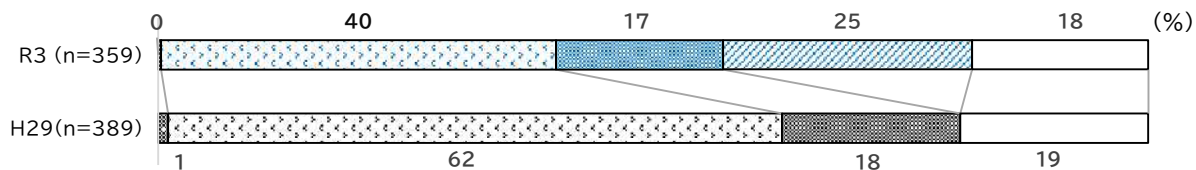


(7) 子どもの勉強の指導

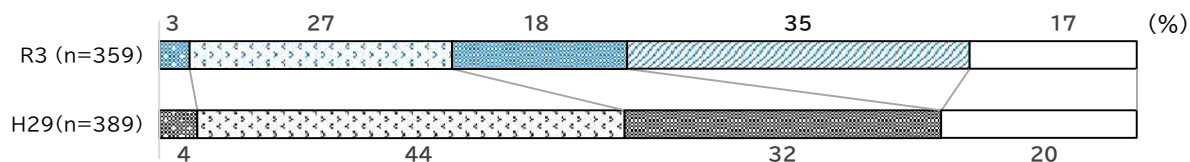


■ 主に男性 ■ 主に女性 ■ 男女同じ程度 ■ 該当しない □ 無回答

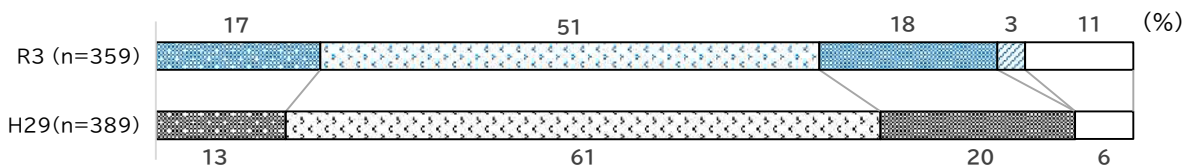
(8) 乳児・幼児の世話



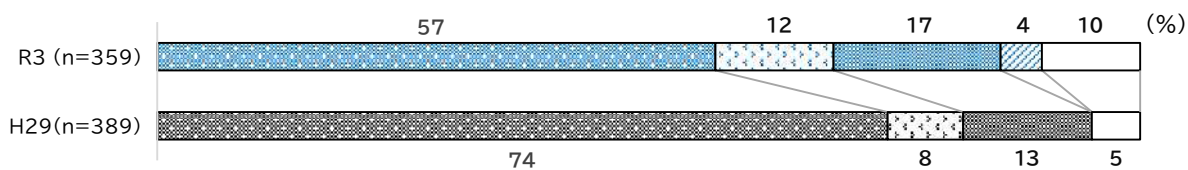
(9) 老いた親の世話(介護)



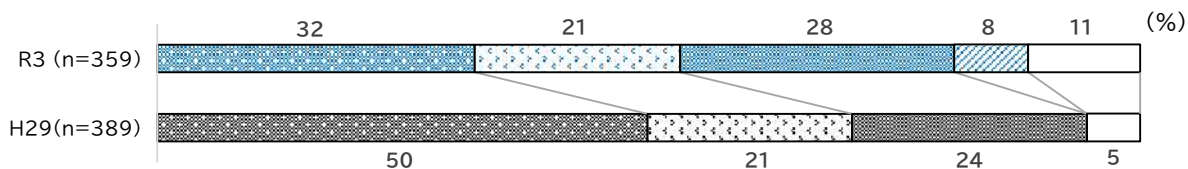
(10) 日常の家計の管理



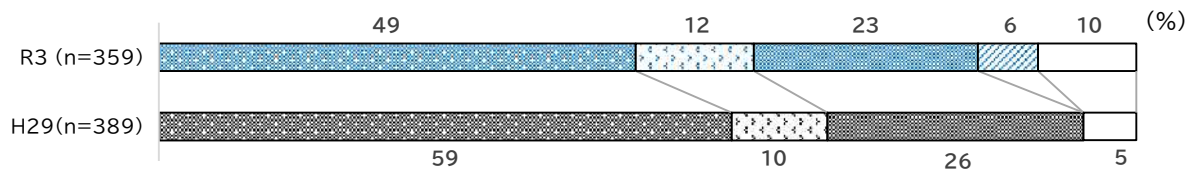
(11) 家の中の簡単な修理・修繕



(12) 庭の手入れ



(13) 町内会活動等への参加



■ 主に男性 ■ 主に女性 ■ 男女同じ程度 ■ 該当しない □ 無回答

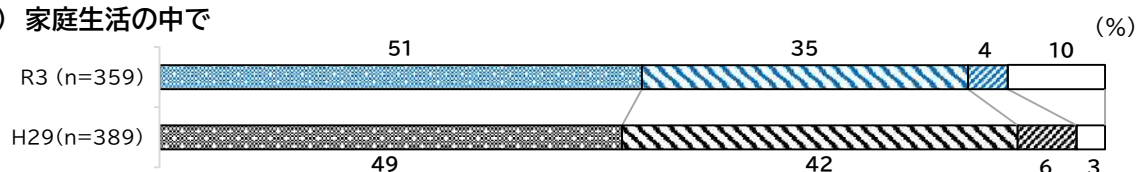
※H29調査では「該当なし」の選択肢を設けていません。

前回調査と比較すると、回答比率に若干の差はあるものの全体的には概ね同様の傾向である。設問項目のほとんどで「主に男性」が減少し、「(2)食事の後片付け、食器洗い」と「(10)日常の家計の管理」で、若干「主に男性」が増加したものの、他の大部分が「主に女性」が担っているという結果になった。

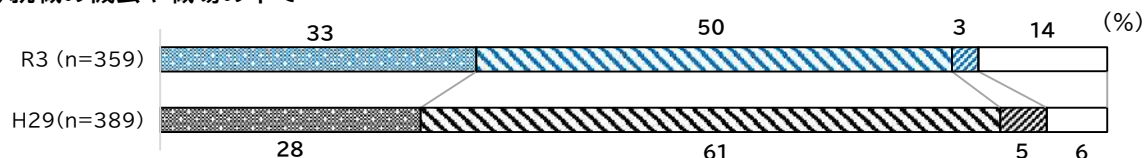
■ 男女平等について

①あなたは次の(1)から(6)の分野で、現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。

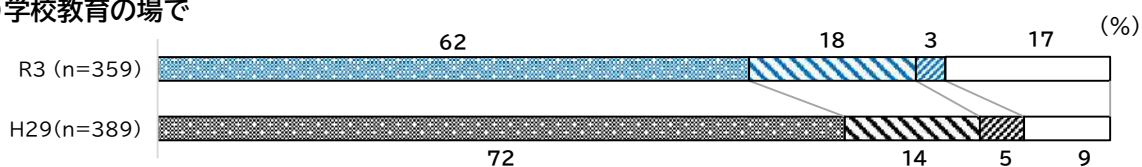
(1) 家庭生活の中で



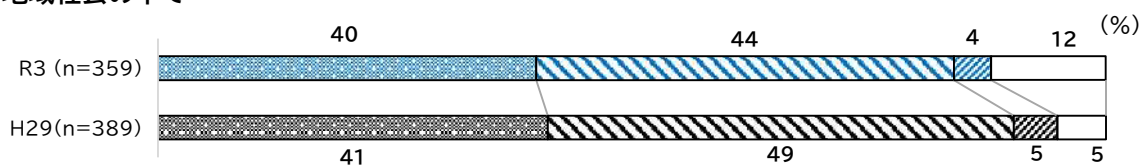
(2) 就職の機会や職場の中で



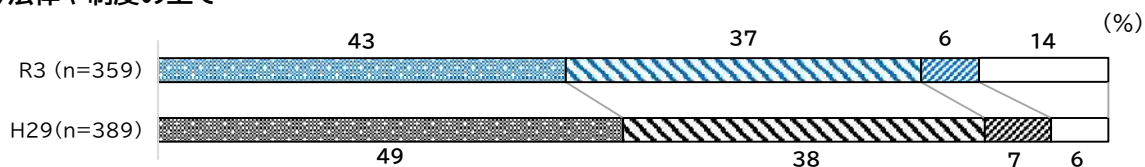
(3) 学校教育の場で



(4) 地域社会の中で



(5) 法律や制度の上で



(6) 社会通念・慣習・しきたりの中で

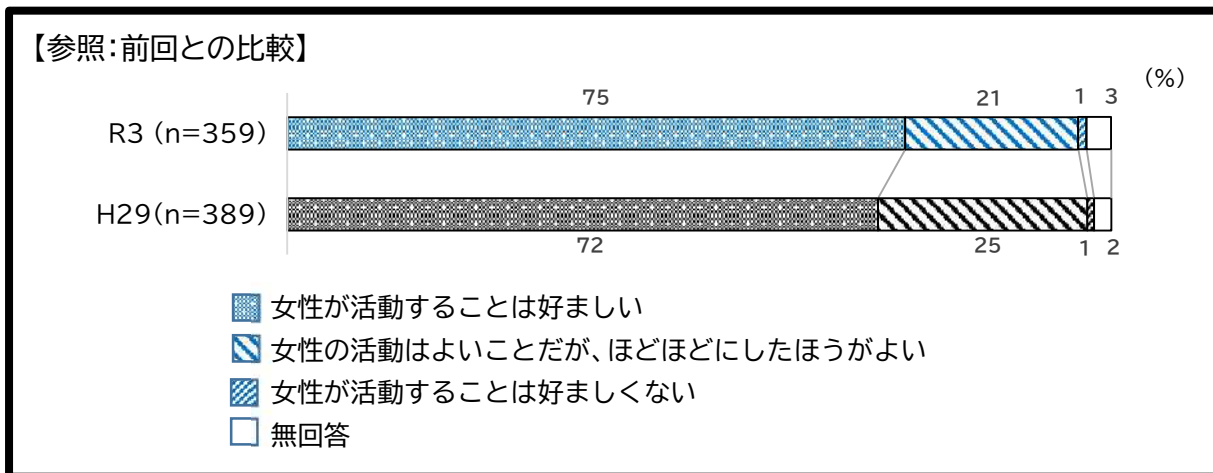


平等になっている
 男性が優遇されている
 女性が優遇されている
 無回答

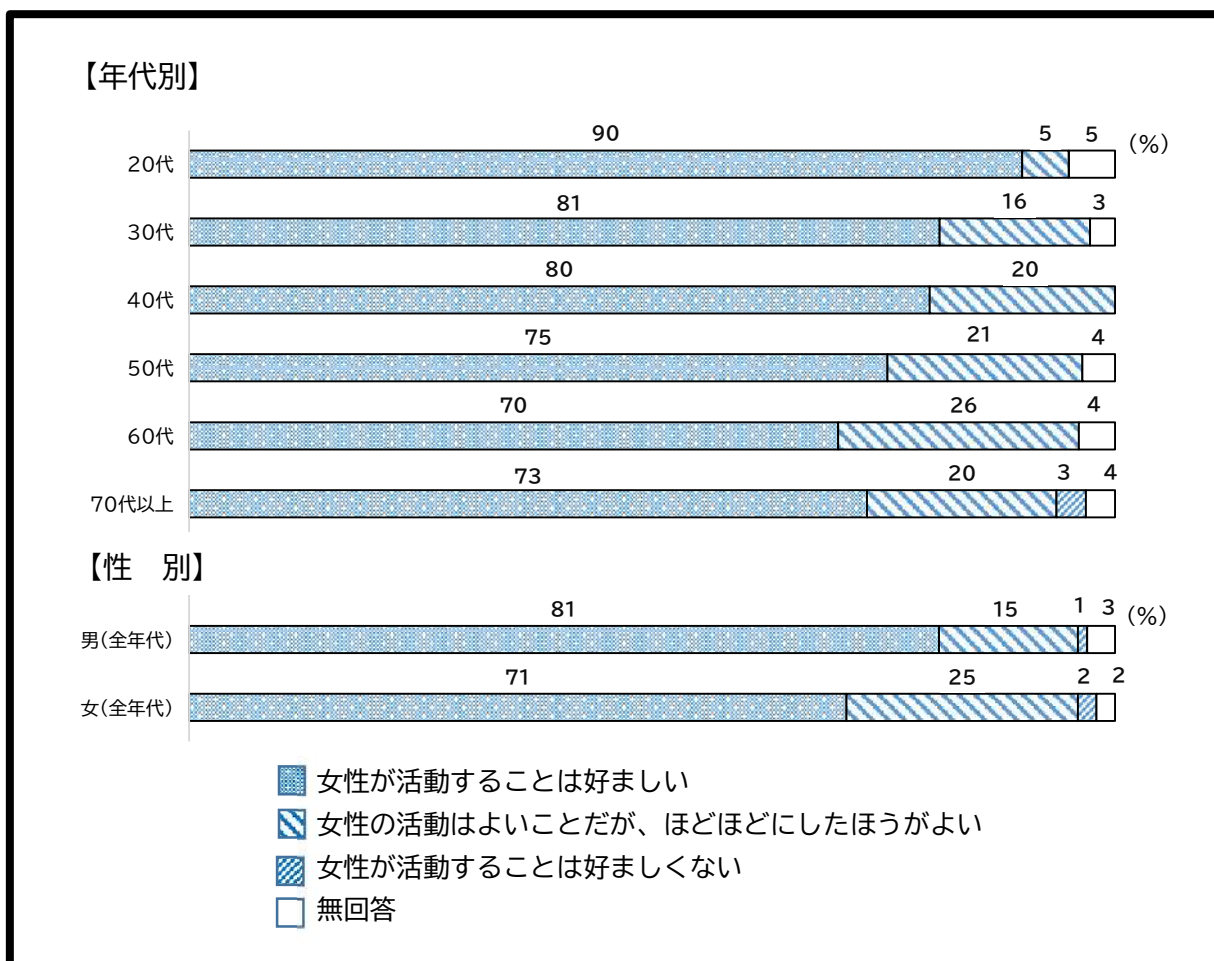
前回調査と比較すると、「(1)家庭生活の中で」及び「(2)就職の機会や職場の中で」は「平等になっている」が上昇している。「(3)学校教育の場で」以外の項目では「男性が優遇されている」が下降している。

■ 男女共同参画について

①あなたは女性が職業以外のことで地域や社会のために活動することをどう思いますか。

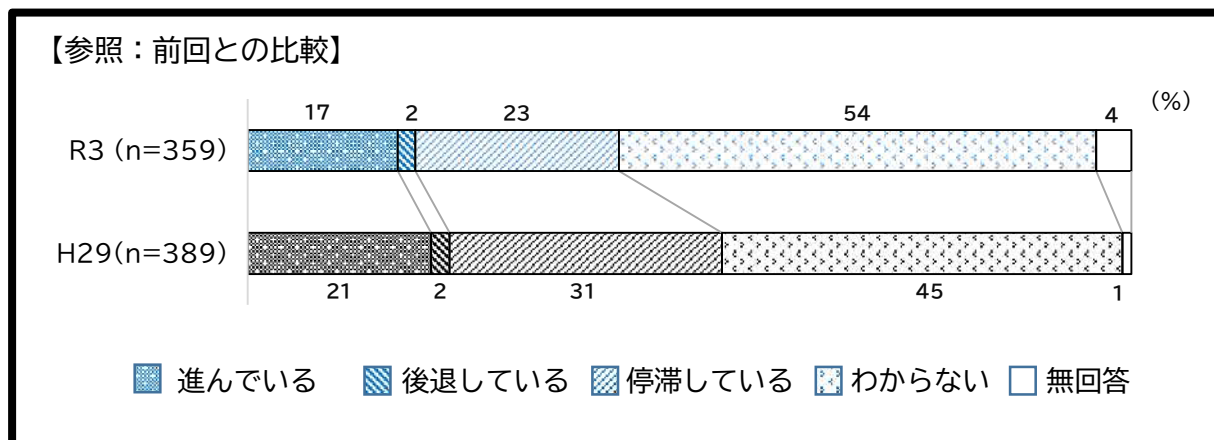


前回調査と比較すると、回答比率に若干の差はあるものの全体的には概ね同様の傾向である。

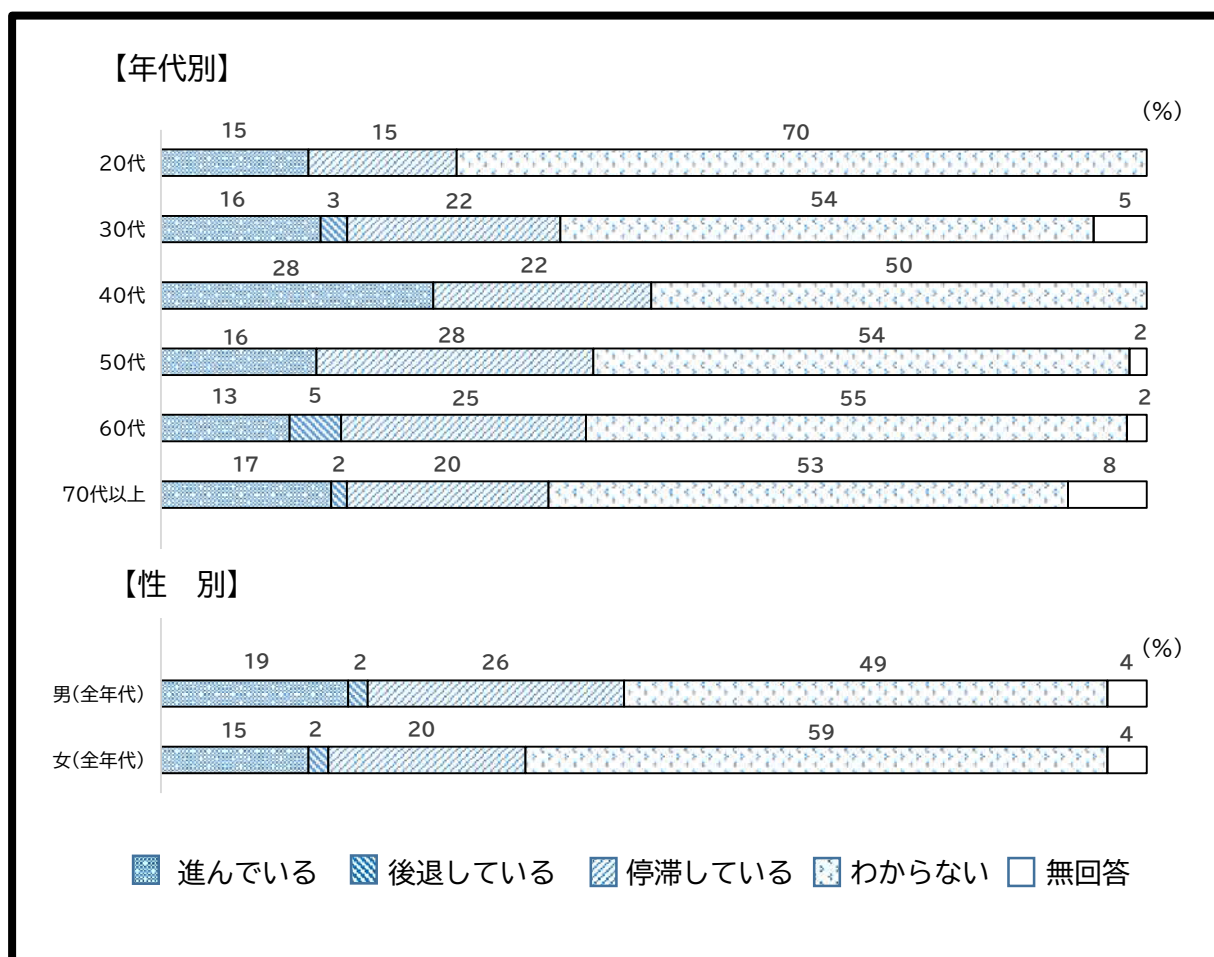


年代別にみると、年代が上がるにつれ女性は「女性の活動はよいことだが、ほどほどにしたほうがよい」と回答する割合が増える。また男女共に70代以上のみで「女性が活動することは好ましくない」と回答がみられた。性別にみても男女共に「女性が活動することは好ましい」が1位となっており、特徴的な差はみられない。

②あなたのまわりでは「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思いますか。

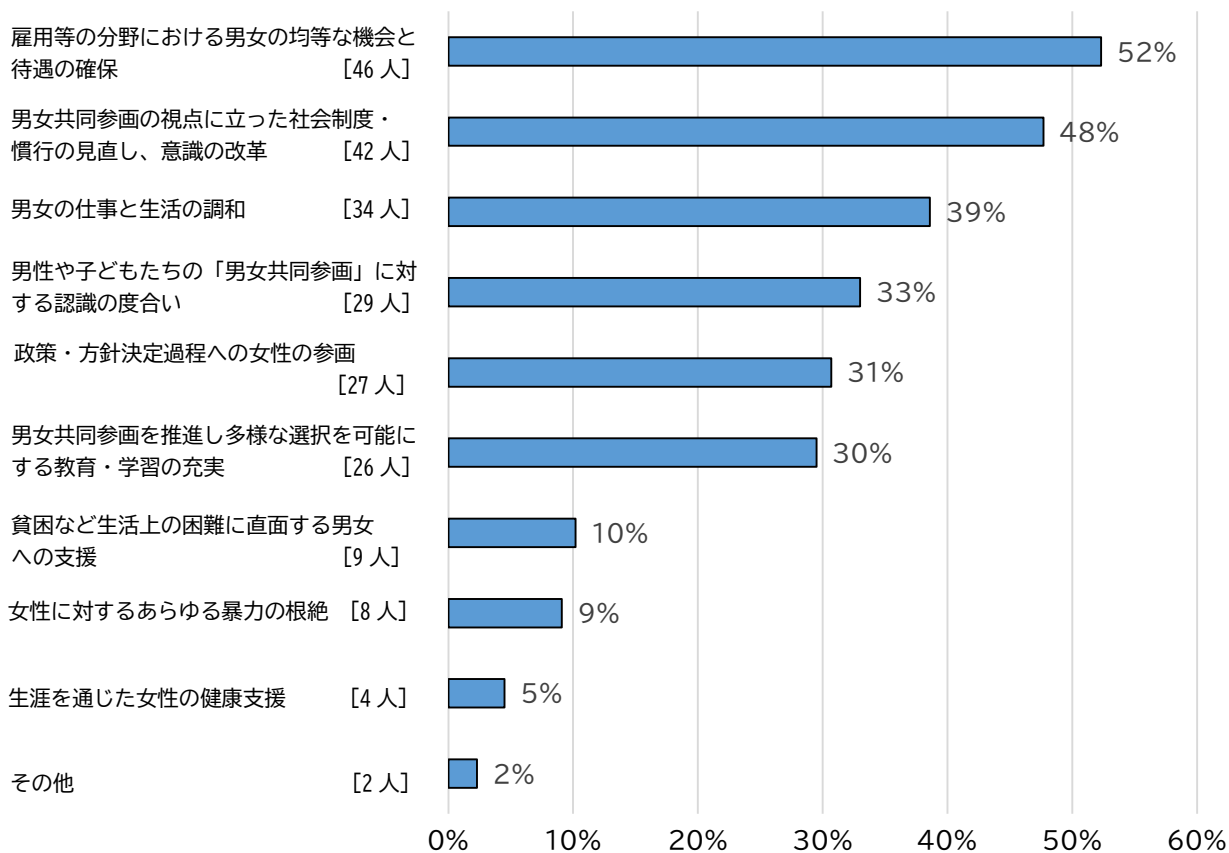


前回調査と比較すると、「進んでいる」及び「停滞している」が下降している。「わからない」が上昇し、5割を超えている。



年代別性別ともにほぼ同じ傾向がみられる。

③あなたのまわりにおいて「男女共同参画」「女性活躍の推進」が進んでいないと思う項目について



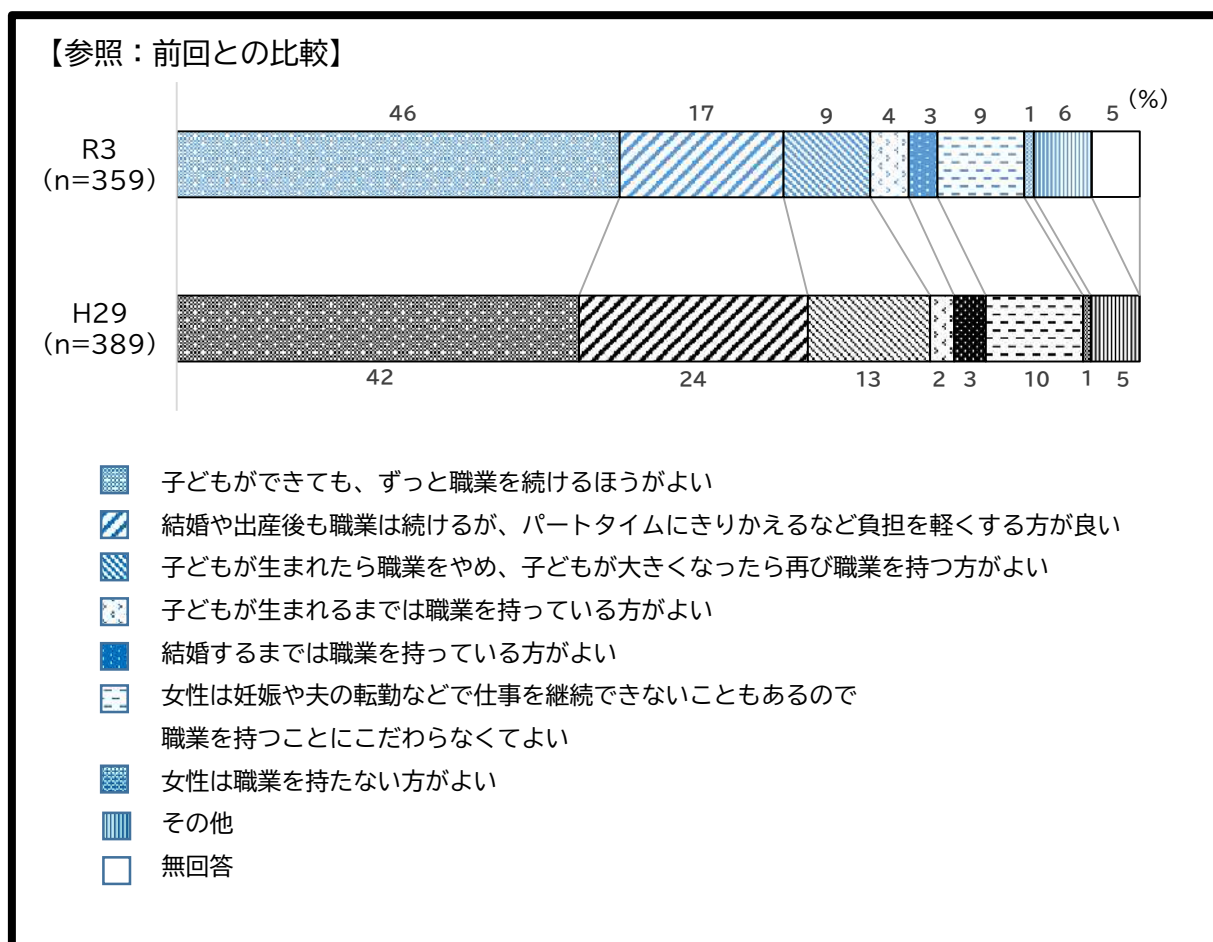
【参照：前回との比較】

	R3	H29
1位	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	男女の仕事と生活の調和
2位	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3位	男女の仕事と生活の調和	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

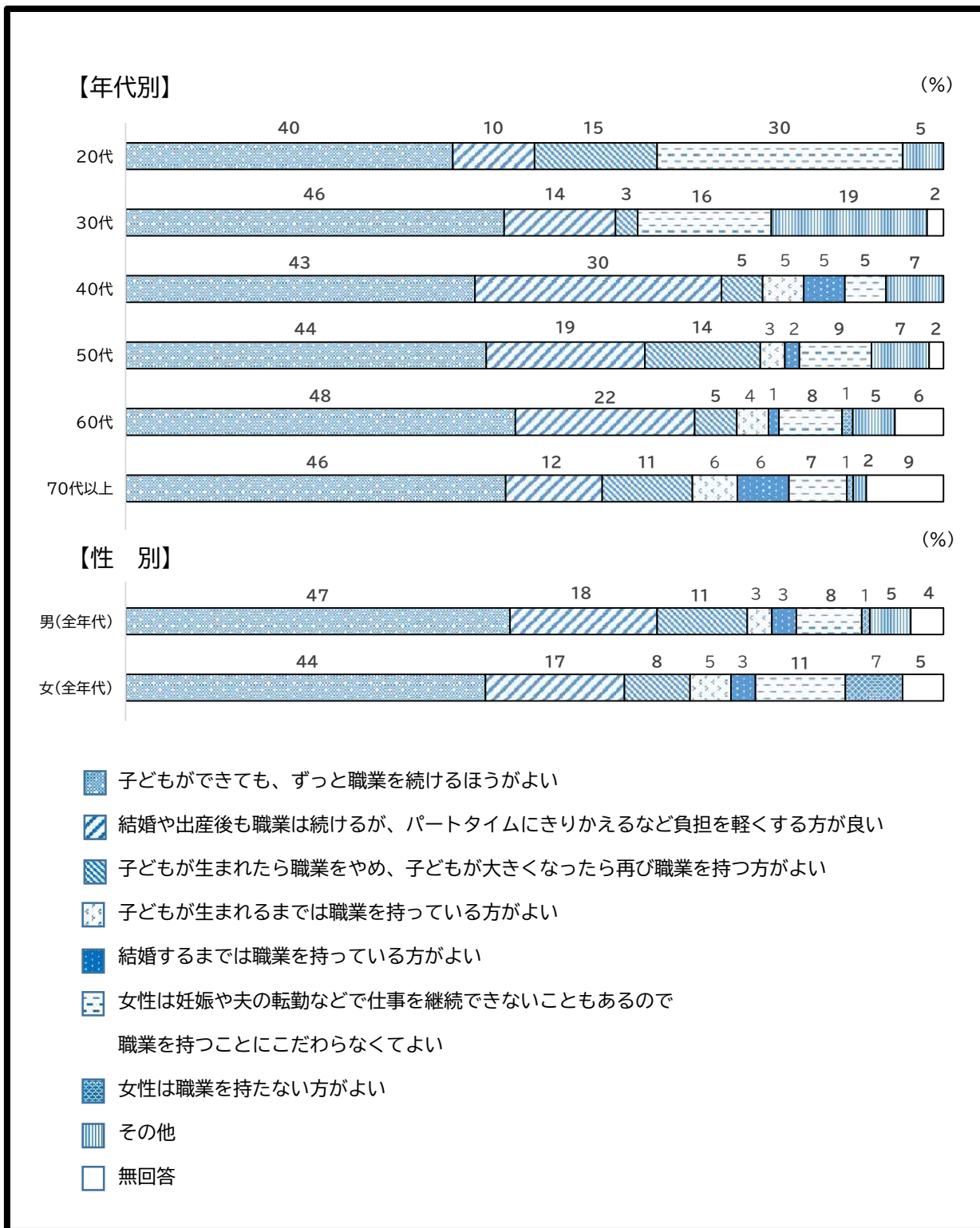
前回調査と比較すると、「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」が3位から1位に上昇したことに対して、「男女の仕事と生活の調和」が1位から3位へ下降している。

■ 職業生活について

①あなたは、女性の働き方についてどのように思いますか。

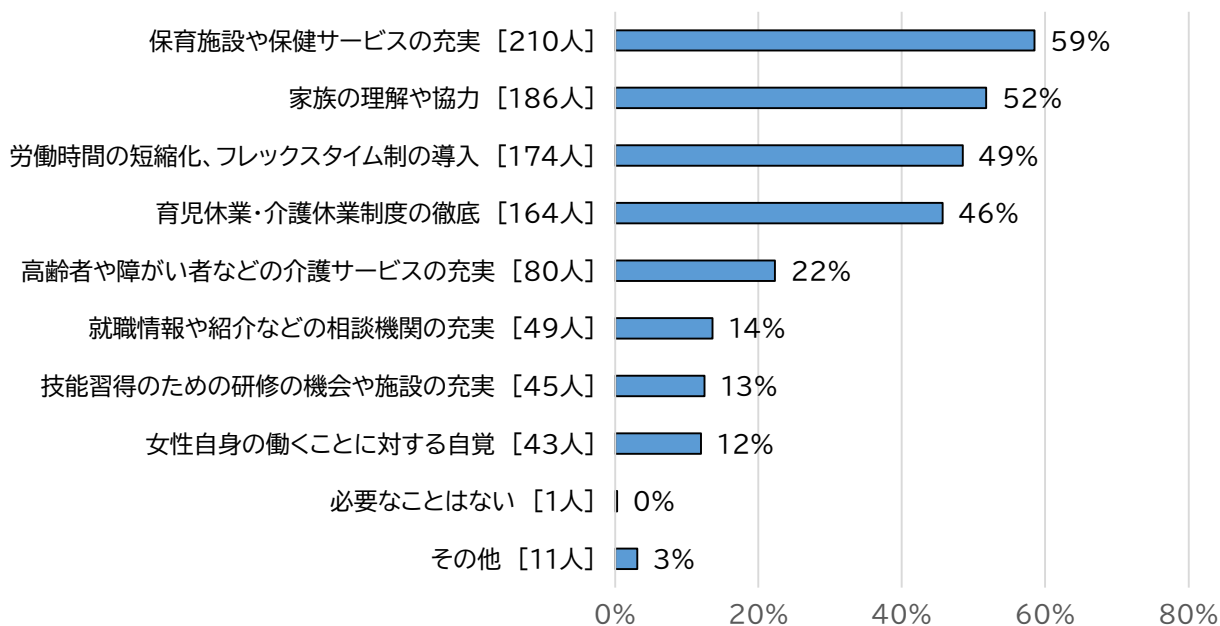


前回調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」が上昇し、「結婚や出産後も職業は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」が下降している。



年代別にみると、40代以上から「子どもが生まれるまでは職業を持っている方がよい」、「結婚するまでは職業を持っている方がよい」との回答がみられる。性別にみると、男女共に「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」、次いで「結婚や出産後も職業は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」の順となっている。また、男性に「女性は職業を持たない方がよい」との回答があり、女性には全年代をとおしてこの回答はなかった。

②女性が結婚・出産後も働き続けられるための環境整備では、どんなことが必要だと思いますか。



【参照：前回との比較】

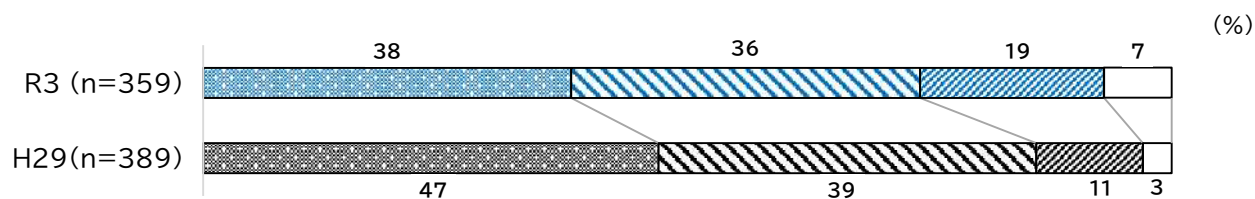
	R3	H29
1位	保育施設や保健サービスの充実	労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入
2位	家族の理解や協力	保育施設や保健サービスの充実
3位	労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入	家族の理解や協力

前回調査と比較すると、「保育施設や保健サービスの充実」が2位から1位に、「家族の理解や協力」が3位から2位に上昇したことに對して、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」が1位から3位へ下降している。

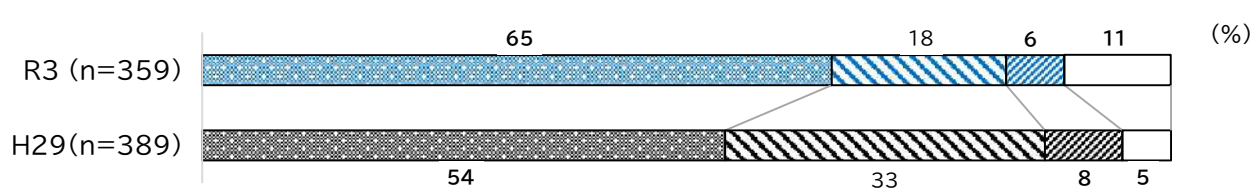
■ 家庭生活について

①結婚、家庭および離婚について、あなたのお考えをお伺いします。

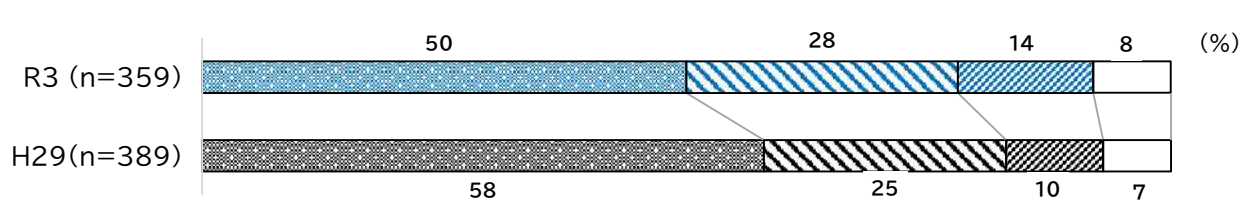
(1) 私たちの幸福は結婚にあるのだから結婚したほうがよい



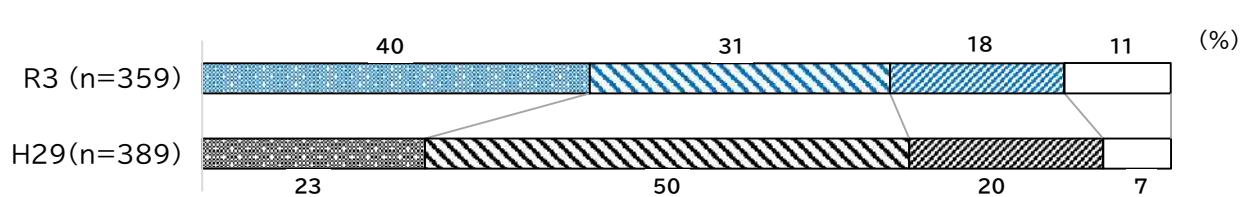
(2) 結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい



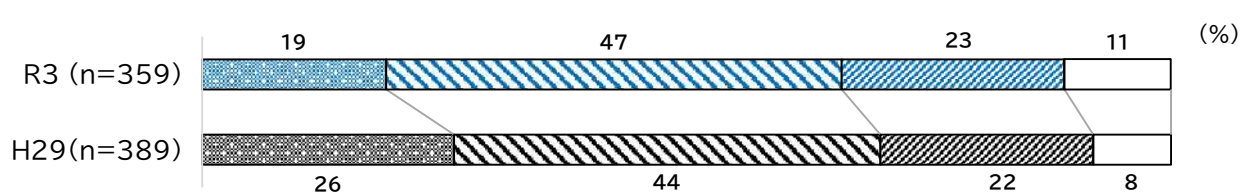
(3) 結婚したら、自分自身のことより配偶者や子どもなど家族を中心に考えて生活したほうがよい



(4) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

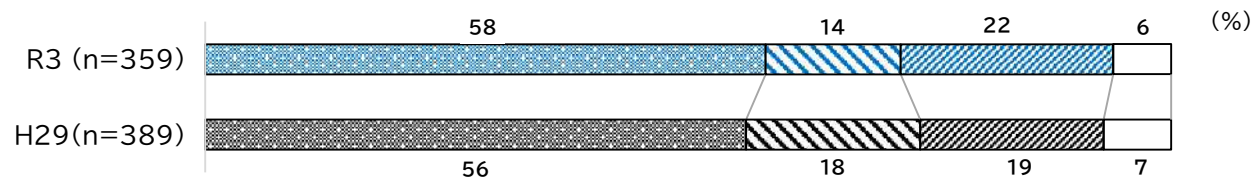


(5) 三世同居で暮らすのが理想的だ

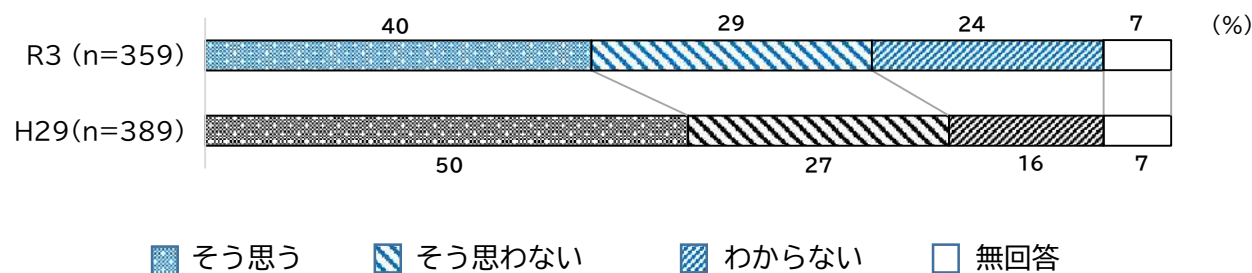


■ そう思う ■ そう思わない ■ わからない □ 無回答

(6)結婚しても相手に満足できない時は離婚するのやむを得ない(%)

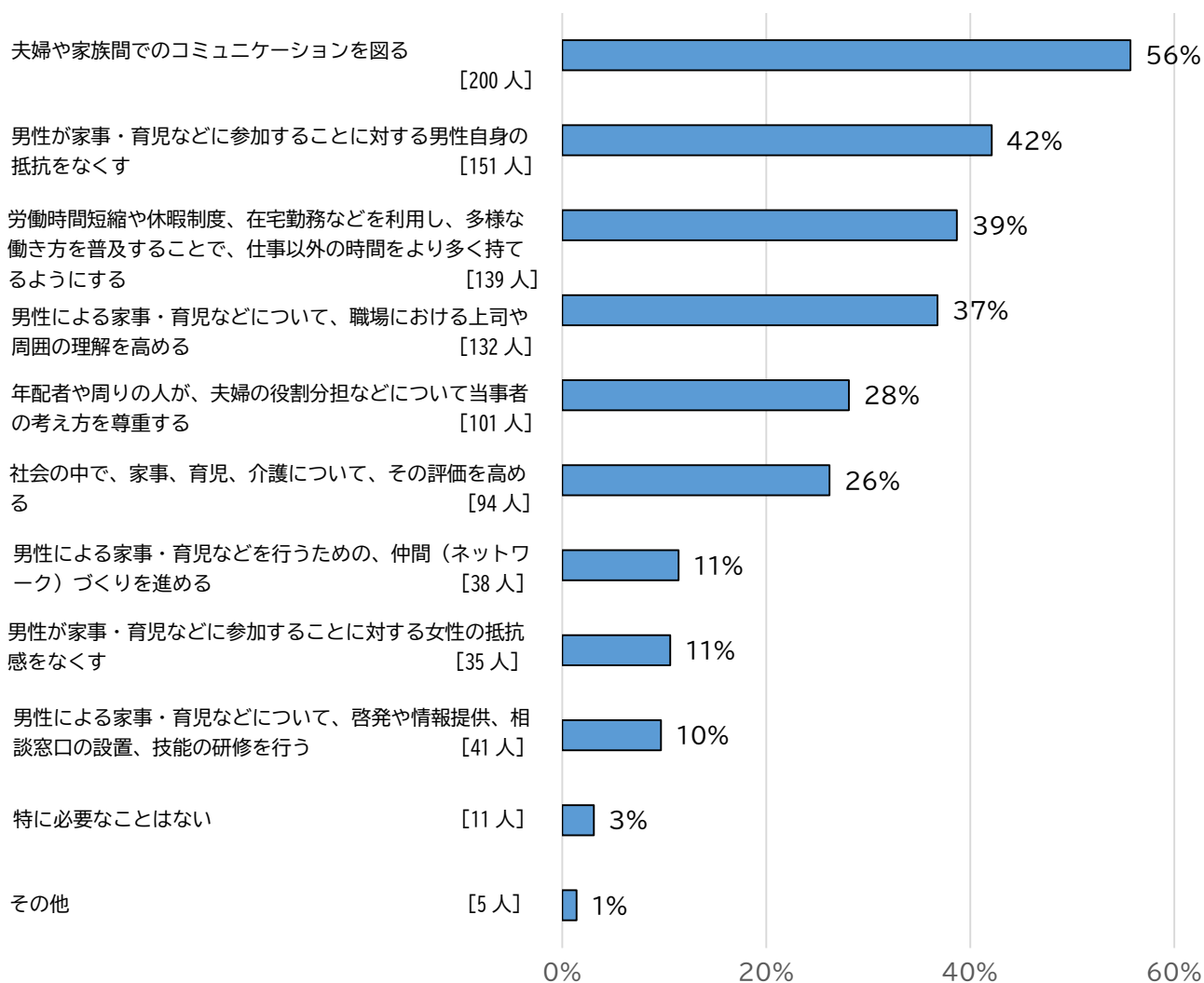


(7)一般に今の社会では離婚すると男性より女性の方が不利である(%)



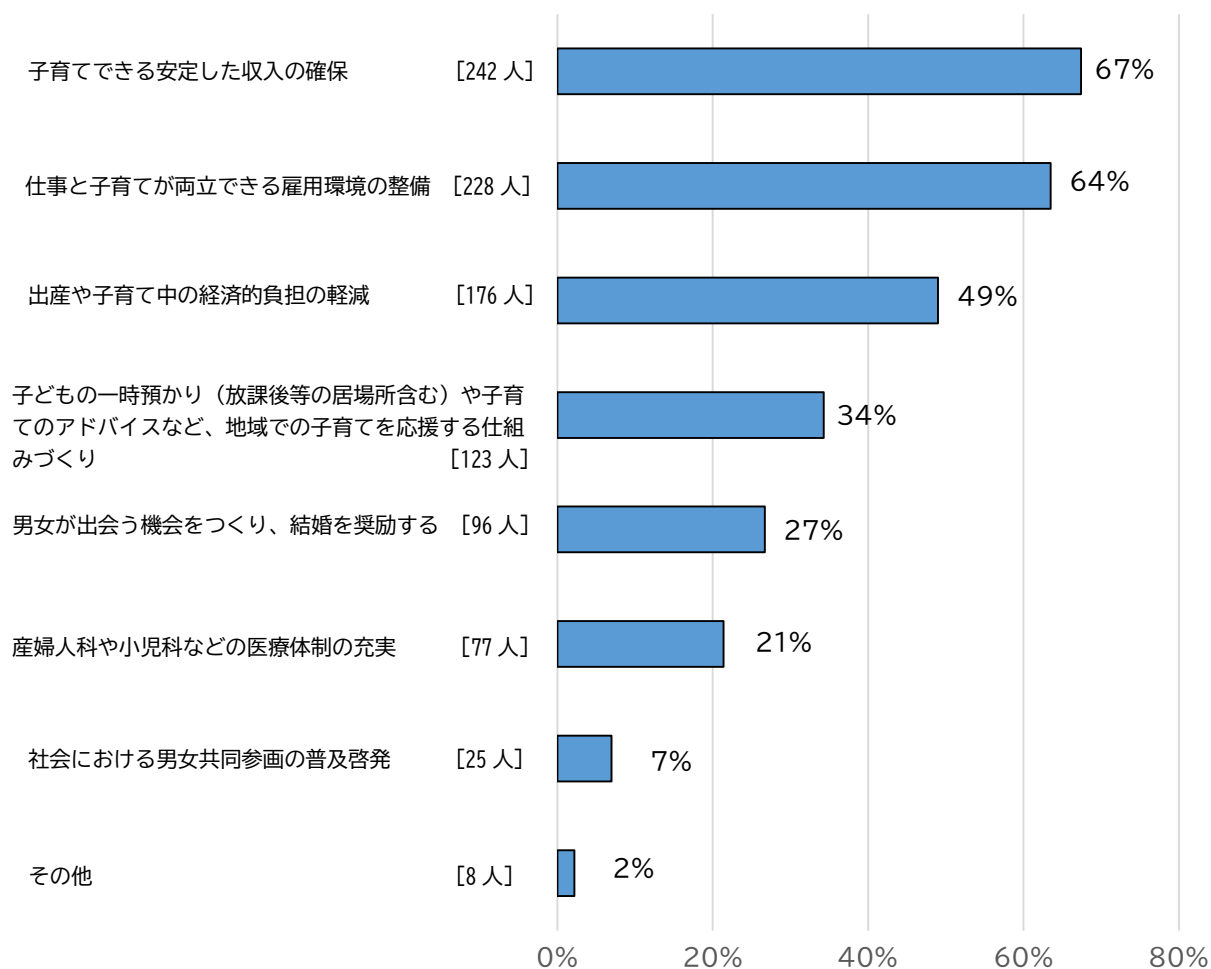
前回調査と比較すると、「(1)私たちの幸福は結婚にあるのだから結婚はしたほうがよい」、
 「(3) 結婚したら、自分自身のことより配偶者や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい」、
 「(5) 三世帯同居で暮らすのが理想的だ」、「(7) 一般に今の社会では離婚すると男性より女性の方が不利である」は「そう思う」が下降している。「(2)結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい」、「(4)結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」は「そう思う」が上昇している。

②【新規設問】男性が、家事、育児、介護に積極的に参加していくために、どのようなことが必要だと思いますか。



男性が、家事、育児、介護に積極的に参加していくために、どのようなことが必要かという問いに1位に「夫婦や家族間でのコミュニケーションを図る」が5割以上の方が回答しており、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗をなくす」、「労働時間短縮や休暇制度、在宅勤務などを利用し、多様な働き方を普及することで仕事以外の時間をより多く持てるようにする」の順となっている。

③【新規設問】子どもの出生数が年々少なくなっていますが、出生数の低下や少子化対策としてどのようなことが必要だと思いますか。

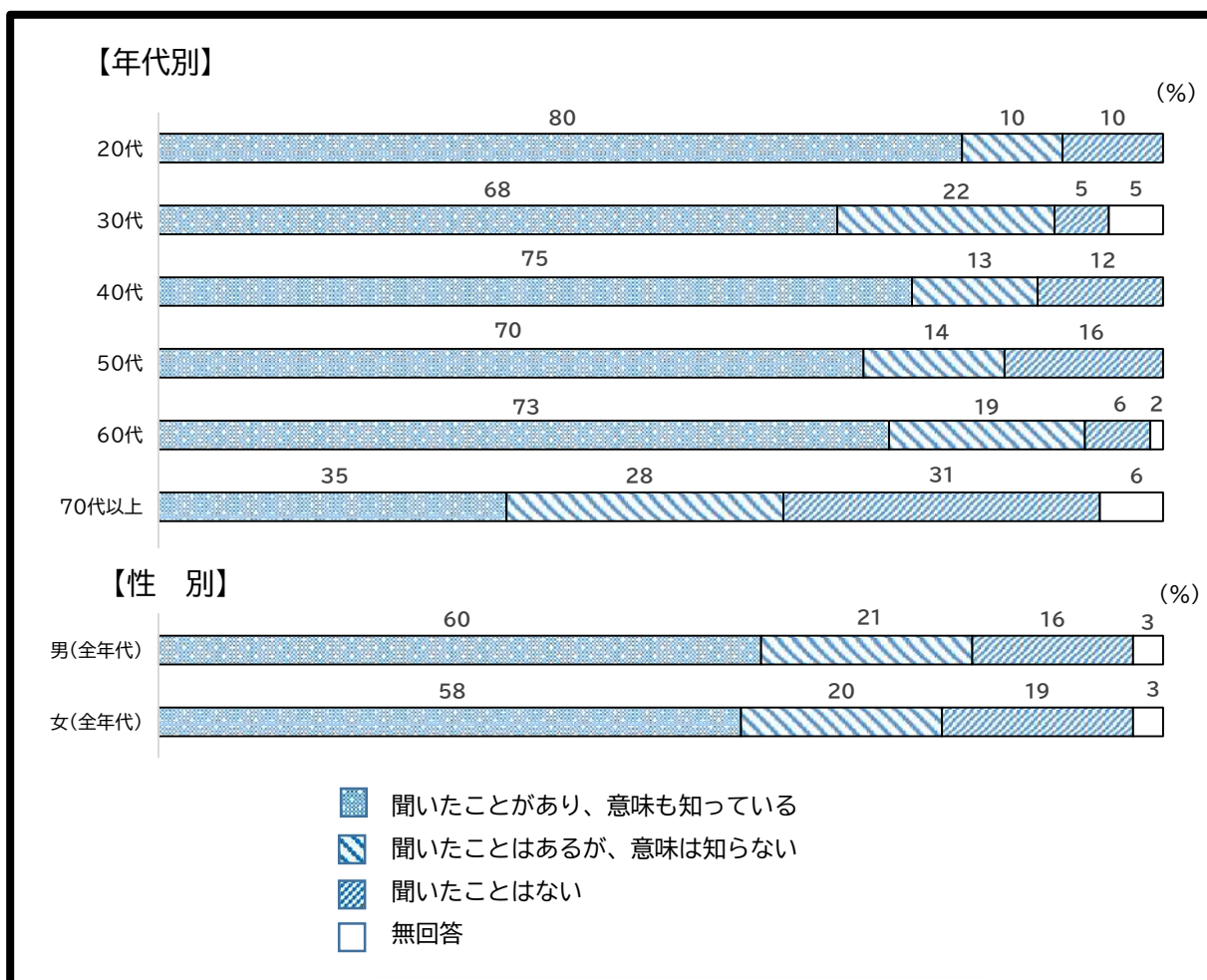
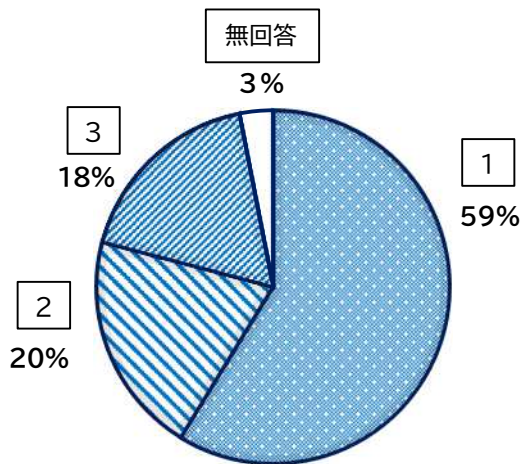


出生数の低下や少子化対策に必要なこととして、1位に「子育てできる安定した収入の確保」、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」となっており、どちらも6割以上の方が回答している。3位には「出産や子育て中の経済的負担の軽減」が約5割の方が回答しており、上位3位が安定した収入、雇用環境、経済的負担の軽減といった雇用・経済的側面の必要性が上位にあがっている。

■ 人権について

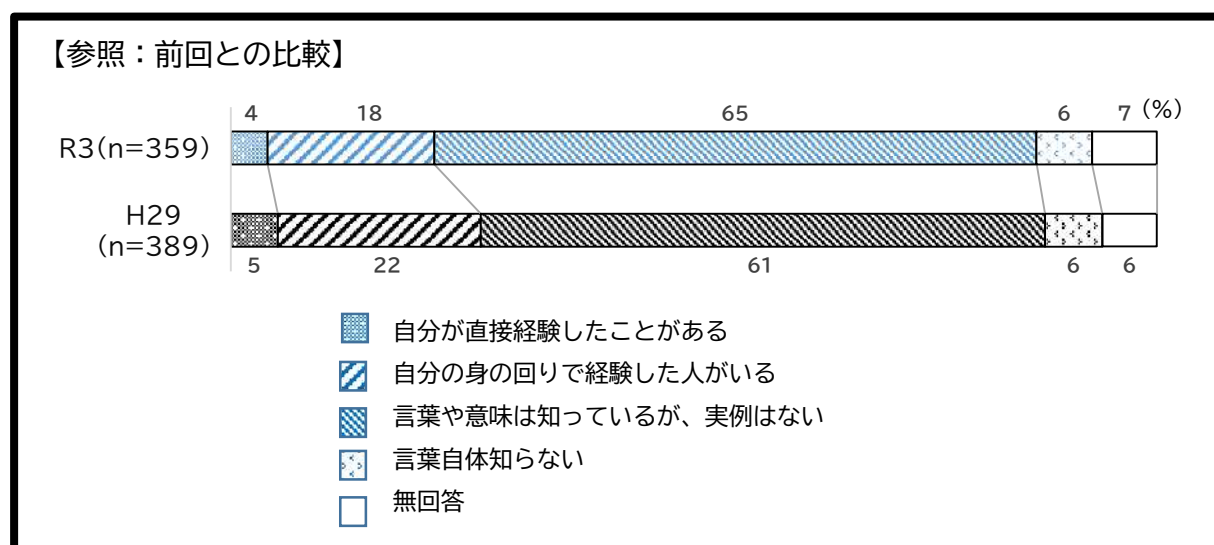
①あなたは、「性的少数者*（セクシャル・マイノリティ）、LGBT*等」という言葉を聞いたことがありますか。

- 1 聞いたことがあり、意味も知っている 211人
- 2 聞いたことはあるが、意味を知らない 73人
- 3 聞いたことはない 64人
- 無回答 11人

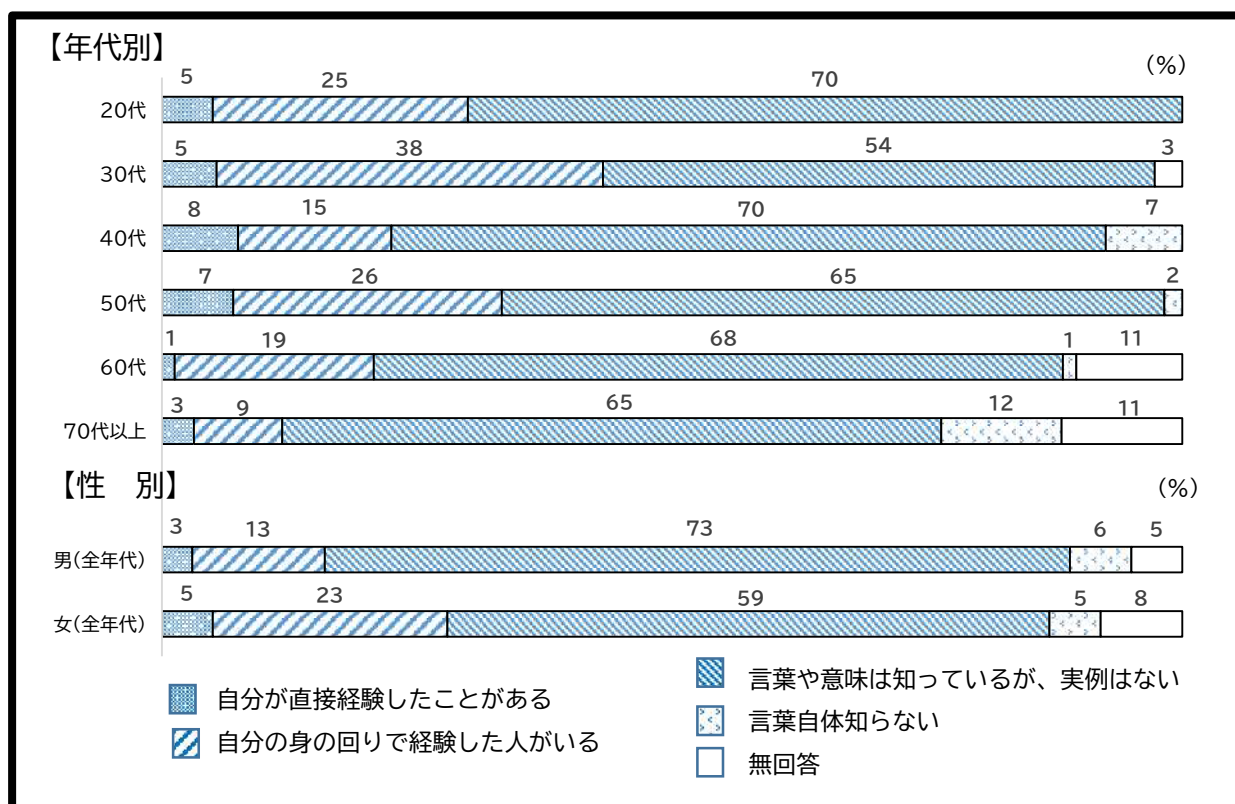


年代別で見ると70代以上で「聞いたことがない」の割合が大幅に増えている。性別にみると、男女共に半数以上の方が「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答している。

②ドメスティック・バイオレンス*（DV：配偶者や身近なパートナーからの暴力）が、大きな社会問題となっていますが、あなたはどの程度ご存知ですか。

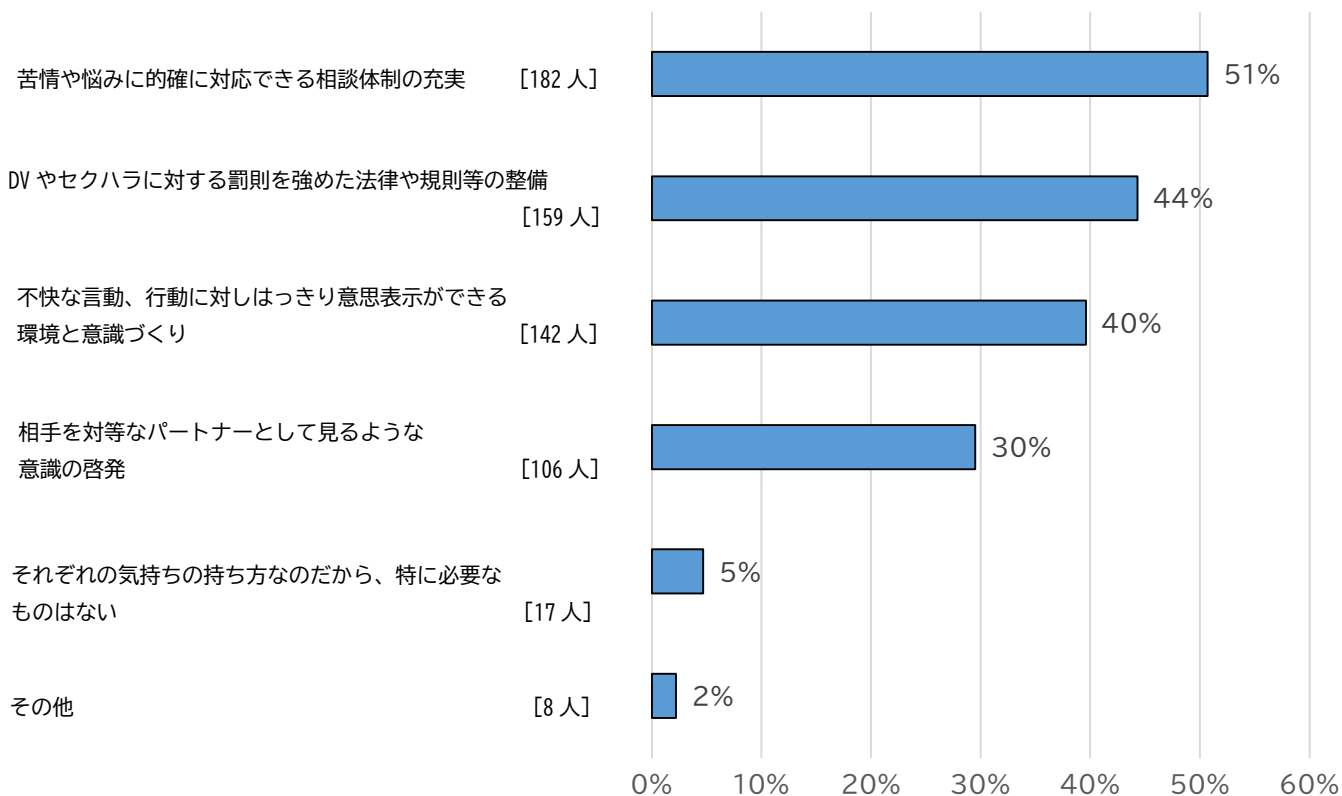


前回調査と比較すると、回答比率に若干の差はあるものの全体的には概ね同様の傾向である。全体でみると、「自分が直接経験したことがある」「自分の身の回りで経験した人がある」と答えた方はあわせて2割を超えている。



年代別でみると、若い年代に同様の傾向が見られる。なお、各年代において男性よりも女性のほうが「自分が直接経験したことがある」「自分の身の回りで経験した人がある」と答えた方の割合が多かった。性別でみると「自分が直接経験したことがある」「自分の身の回りで経験した人がある」と答えた方は、男性よりも女性の割合が多い。

③ドメスティック・バイオレンス*（DV）やセクシュアル・ハラスメント*などの人権侵害をあらゆる分野から無くす為にはどのような事が必要だと思いますか。次の中から重要だと思ふものを2つまで選んでください。



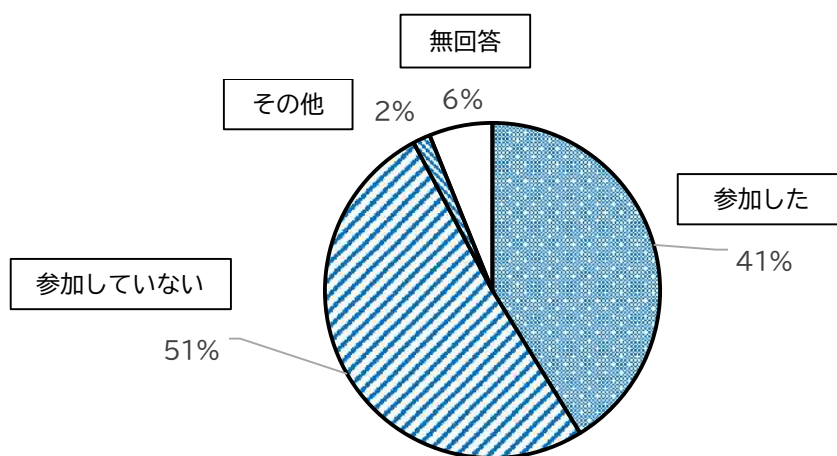
【参照：前回との比較】

	R3	H29
1位	苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実	不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり
2位	DV やセクハラに対する罰則を強めた法律や規則等の整備	苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実
3位	不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり	DV やセクハラに対する罰則を強めた法律や規則等の整備

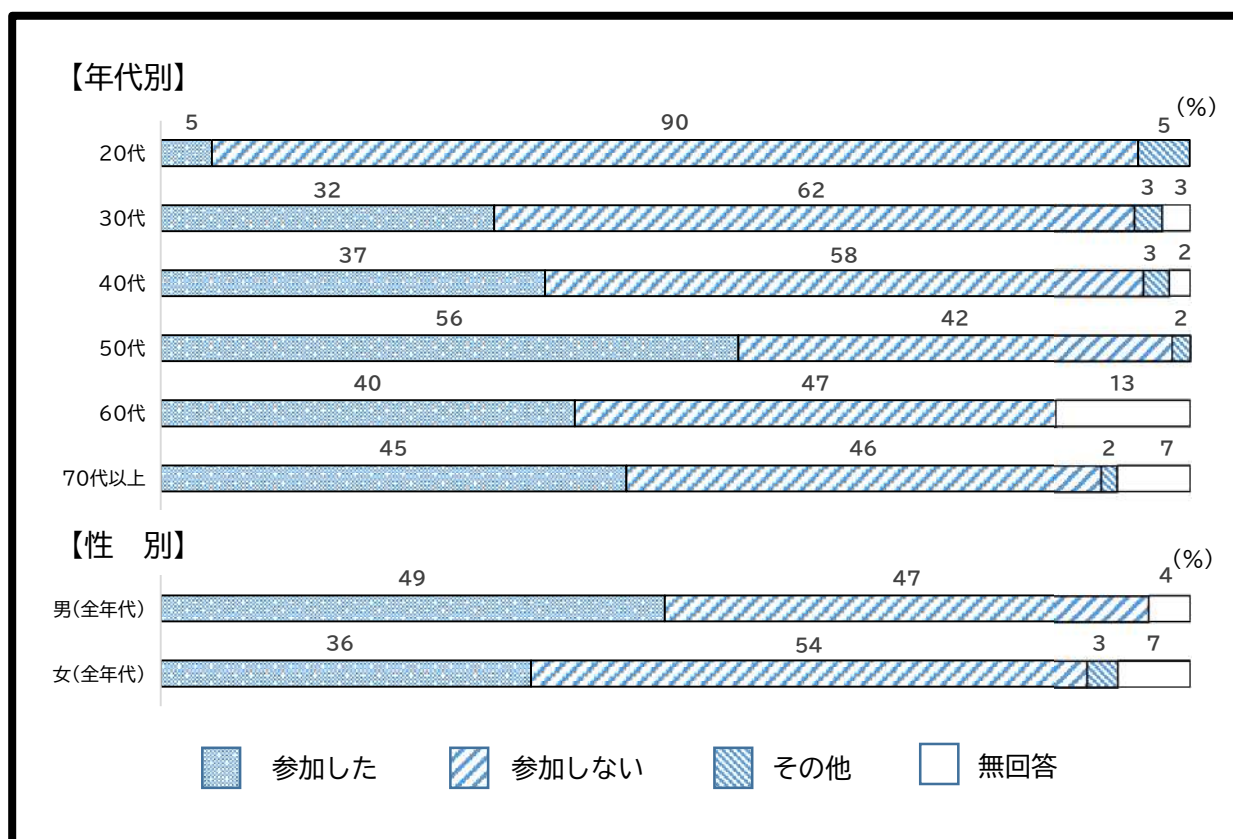
前回調査と比較すると、「苦情や悩みに的確に対応できる相談体制の充実」が2位から1位に、「DV やセクハラに対する罰則を強めた法律や規則等の整備」が3位から2位に上昇したことに対して、「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」が1位から3位へ下降している。

■ 防災活動について

あなたはこれまでに、地域の防災訓練・活動に参加したことがありますか。



全体で見ると、「参加した」と回答した方が4割、「参加していない」と答えた方が5割を超えている。



年代別で見ると、「参加していない」と答えた割合が20代で9割となっている。また性別にみると、男性は「参加した」と「参加していない」と答えた方の割合はほぼ同じに対して、女性は、「参加していない」と答えた方の割合が多い。

3 第3次二本松市男女共同参画基本計画評価指標の進捗状況

基本目標	評価指標	計画策定 (平成28年度)	目標値 (令和3年度)	現状値 (令和2年度)
I	1 事業所等人材育成研修女性受講割合	39.69% (平成27年度)	45.00%	27.90%
	2 地元企業説明会参加生徒の男女比	-2.1% (平成28年度)	±0%	-3.2% (令和3年度)
	3 出会いの場の提供	年4回 (平成26年度)	年6回	年1回
	4 お世話役による成婚	-	年3組	年1組
	5 合計特殊出生率(バイズ推定値)*	1.39%	1.58%	1.42%
	6 待機児童の解消	12人	0人	24人
II	7 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを受けた経験の無い人の割合	72.6%	80%	調査項目なし
	8 ドメスティック・バイオレンスの経験の有無(言葉や意味は知っているが、実例がない割合)	64.8%	80%	65%
III	9 家庭生活の中における男女の地位の平等感(家庭生活の中で、男女の地位の平等感が平等になっていると感じている人の割合)	50.4%	60%	51%
IV	10 「男女共同参画」や「女性活躍の推進」の推進に対する認識	21.0%	30%	17%

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 目指すべき姿
- 2 基本理念
- 3 基本目標と施策の方向性
- 4 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

個性と人権、多様な生き方を尊重する男女共同参画社会

本市では、合併後に「二本松市男女共同参画推進条例」を制定し、性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、誰もが参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

2 基本理念

目指すべき姿「個性と人権、多様な生き方を尊重する男女共同参画社会」を実現するため基本理念を次の4つとします。前基本計画から掲げてきた基本理念を継承し、計画を推進していきます。

1 性別にかかわらず人権が尊重される社会

多様な性のあり方を認める意識づくりを進め、人権が尊重される社会づくり

2 個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会

市民一人ひとりの潜在的な可能性を引き出し、個性や能力が十分に発揮できる社会づくり

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*を実現できる社会

ライフステージ*に応じた多様で柔軟な働き方や生き方の選択ができる社会づくり

4 男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会

行政・経済・地域など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画できる社会づくり

3 基本目標と施策の方向性

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識*にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、県、市町村などの行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全市民的な取り組みを目指します。家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に男女共同参画社会についての理解を深め、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が共に社会で活躍するため、誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。また、意思決定の場などにおいては、女性においても自らの能力を高め、活躍の場を広げ様々な分野に参画していけるよう女性活躍の取り組みを進めます。

これまでの男性に多く見られた職場優先の働き方を見直し、子育てや介護など家庭での責任を男性も積極的に担うように啓発に努めます。そして企業や職場の協力を得て家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを進めることでワーク・ライフ・バランス*を図ります。また男女共同参画の理念のもと、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合う多文化共生社会の実現を目指します。

基本目標Ⅲ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

男女が共に充実した生活を送り、社会で活躍するためには、安全で安心して暮らすことができる地域が基盤となります。男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識をもつとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう啓発を行い、生涯を通じて健康に暮らせるよう、健康づくりを支援する環境づくりを進めます。

また、暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。市民一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生を防ぐとともに、被害に悩む方への相談体制の充実などの支援を進めます。また、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

4 計画の体系

目標	方針	方策
<p>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上</p> 	<p>基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発</p>	<p>I-1-1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進 I-1-2 学校教育における社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進</p>
<p>基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> 	<p>基本方針1 仕事と生活の調和</p>	<p>II-1-1 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備 II-1-2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大 II-1-3 職場における男女平等の実現</p>
	<p>基本方針2 女性人材の育成と経済的な地位の向上</p>	<p>II-2-1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 II-2-2 女性の労働に対する適正な評価と支援 II-2-3 女性の経済的自立の促進</p>
	<p>基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進</p>	<p>II-3-1 公的分野における女性の参画の促進 II-3-2 企業、団体、地域等における女性の参画の推進</p>
	<p>基本方針4 国際社会における男女共同参画の推進</p>	<p>II-4-1 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進 II-4-2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり</p>
<p>基本目標Ⅲ 安全・安心で健やかな暮らしの実現</p> 	<p>基本方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</p>	<p>III-1-1 男女間における暴力の根絶に向けた取り組みの推進</p>
	<p>基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援</p>	<p>III-2-1 性と生殖に関する健康・権利の増進 III-2-2 生涯を通じた母性の健康保持・増進</p>
	<p>基本方針3 男女共同参画の視点に立った防災対策</p>	<p>III-3-1 防災分野における男女共同参画の推進</p>

※二本松市男女共同参画基本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」*の達成に向けて、基本目標とSDGsとの関係を新たにまとめています。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解と意識をもち、職場、家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識*にとらわれることなく、お互いを対等な人格として認め、支え合い、尊重し合うことが不可欠です。依然として強く残る固定的な性別的役割分担意識の減少を基軸とした、男女共同参画意識の普及・啓発や、家庭・地域における参画促進など、男女共同参画社会の実現のため基盤を整備していく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
両親学級参加者数	48人	100人
子育て支援センター（育児教室）利用者数	21,046人	25,000人
認知症サポーター数	77人	100人
性的少数者についての認知度 （“性的少数者”という言葉を知っているか、意味も知っているかという割合）	59%	70%

【現状と課題】

本市では、男女共同参画社会の早期実現に向けて男女共同参画意識の醸成のため、広報紙や各種講座・講演会等の開催に努めてきました。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（以下「市民アンケート調査結果」という。）をみると、平成29年度調査と比較して固定的性別役割分担意識*は解消しつつあります（P9-10参照）。しかしその一方で、「家事の役割分担」についての市民アンケート調査結果をみると、家事労働の大部分について依然女性が担っていることから、女性の負担が重いままになっていることがわかります（P11-12参照）。また、「あなたのまわりでは「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思いますか」という問いに対して、「わからない」と答える人が半数を超えているという結果になっています（P15参照）。

また、昨今の性の多様性に対する意識の高まりを反映し、市民アンケート調査結果においても、「性的少数者*（セクシャル・マイノリティ）、LGBT*等という言葉を知っているか」という問いに対して、6割近い方が、「聞いたことがあり、意味も知っている」と答えており高い認知度を示す一方、「聞いたことがあるが、意味を知らない」「聞いたことがない」の割合が4割近くいることがわかります（P24参照）。このような状況から、多様な性を尊重する意識の醸成、性的少数者*への理解を深める必要があります。

男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行うことが必要です。

基本方針 1 男女共同参画意識の普及・啓発



男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識*の存在を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努め、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

基本方策 1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進	「社会的性別（ジェンダー）の視点」や性的少数者（セクシャル・マイノリティ）、LGBTについて、すべての市民が関心を持ち、理解を深めるように市ウェブサイトへの掲載により広報・啓発活動を推進する。あわせて、福島県男女共生センターが開催する事業のPRを積極的に行い、一人でも多くの市民の参加を促すことによって市民の社会的性別（ジェンダー）意識を高める。	秘書政策課
2	「女性の権利」広報（人権）	市広報紙への記事掲載、啓発事業等により、女性の権利に関する法律・制度を広報する。	生活環境課
3	相談窓口及び救済機関の情報提供（人権）	女性の差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報を市広報紙等により提供する。	生活環境課
4	広報紙の表現適正化	毎月の「広報にほんまつ」の編集にあたっては、男女共同参画に配慮した表現等の適正化の観点から点検を実施する。	秘書政策課

基本方策2 学校教育における社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない男女平等教育の推進	<p>人との交流を通して自分自身や他の人を見つめ、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、人権尊重を基盤とした男女平等とお互いを尊重する心を醸成する。</p> <p>1 幼稚園における教育 2 小・中学校における教育・学級活動、保健学習で、男女の平等、互いを尊重する気持ちを育てる学習を展開する。</p>	学校教育課
6	性別にとらわれない進路指導の推進	<p>児童生徒の発達段階や特性等を十分に考慮し体験活動等を行い、性別にとらわれない職業意識や自立した社会生活を営む力を育成する。</p> <p>1 小学校から中学校への進路指導 2 中学校から高等学校への進路指導</p>	学校教育課

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での学びと協働の充実



男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めるとともに、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を充分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における男女平等教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識*を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切に生涯学習の充実を図ります。

基本方策 1 家庭・地域における学習機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
7	家庭教育学級 ・講座の開催と情報提供	男女共同参画の視点に立った家庭のあり方を考える学習の機会を提供する。 1 家庭教育学級・講座の開催 2 男女が共に家事・育児に参加するための講座の開設 3 市民団体（あだたらクラブ、防犯協会、女性団体等）への男女共同参画社会についての情報提供	生涯学習課
8	男女共同参画関連講座の開催	公民館が開催する講座の中で「男女共同参画」に関するカリキュラムを組んで意識の醸成を図る。市民大学セミナー・市民講座・高齢者学級の講座に男女問わず積極的に参加できるような講座を企画する。	生涯学習課

基本方策 2 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
9	男性の講座参加促進	男性の意識改革を図るため、男女共同参画関連講座への男性の参加を促進する。	生涯学習課
10	無償労働に対する理解促進	男女共同参画社会に向けて、市広報紙等により男女が有償労働と無償労働を共に担う必要があることを広報する。	秘書政策課
11	男女が共に参画する能力アップ実践講座（家事）	男女が共に参画し、家事能力の向上を図る。	生涯学習課
12	男女が共に参画する能力アップ実践講座（育児）	男女が共に参画し、育児能力の向上を図るため、乳幼児健診・	健康増進課

		健康相談時の集団指導、個別相談及び事後訪問時の両親支援を行う。	
13	男女が共に参画する能力アップの取り組み（育児）	男女が共に参画し、育児能力の向上を図るため、子育てハンドブックの配布や祖父母手帳の配布を行う。	子育て支援課
14	男女が共に参画する能力アップの取り組み（育児）	男女が共に子どもの読書活動に参画し、育児能力の向上を図る。 ブックステップ事業（3歳児健診時の絵本読み聞かせ、3歳児及び4歳児への絵本の配布、えほんフェスティバルの開催）	生涯学習課
15	男女が共に参画する能力アップ実践講座（介護）	男女が共に参画し、介護能力の向上を図る。 1 家族介護教室の開催 2 認知症サポーター養成講座の開催	高齢福祉課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が共に仕事と生活を両立しつつ、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できるようにするには、仕事と家事や育児、介護の両立に対する支援や固定的な性別役割分担意識の減少に向けた意識啓発が必要となります。また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援し、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。

また、男女共同参画の理念のもと、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、共生社会づくりを進めることも重要です。

成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市男性職員の育児休業取得率	8.33%	20%
市職員の女性管理職の割合	20.4%	30%
審議会等における女性委員の登用状況	24.3%	30%
事業所等人材育成研修女性受講割合	27.90%	35%
待機児童の解消	24人	0人
出合いの場の提供	年1回	年6回
お世話役による成婚	年1組	年3組
合計特殊出生率(バイズ推定値)*	1.42	1.71

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に、そのライフステージ*に応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成するワーク・ライフ・バランス*という考え方が重要視されています。これまでも仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備を行ってきましたが、子どもや介護を要する高齢者等と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場面が依然として残っています。令和2年の労働条件等実態調査(令和2年福島県)では、福島県内の事業所における育児・介護休業制度の規定率は、育児休業制度で99.1%、介護休業制度で97.4%と整備されつつありますが、育児休業取得率は女性95.1%、男性8.4%、介護休業取得者の男女比は女性69.4%、男性30.6%と、男女の偏りは大きいままとなっており、職場において、男性が育児・介護休業を取得しにくい状況があるものと考えられます。

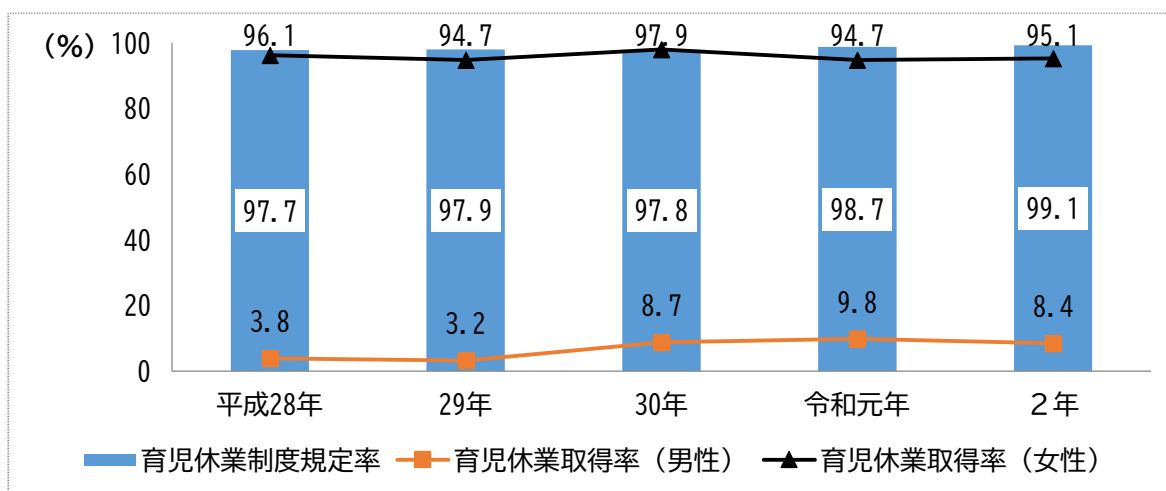
また、女性が地域や社会のために活動することについて、市民アンケート調査結果を前回アンケート(平成29年)結果と比較すると、「女性が活動することは好ましい」と考える人が増加しており、現役世代を中心に女性への活動に対する考え方が変わってきたと考えられます(P14参照)。

女性の社会進出については、男女格差（ジェンダー・ギャップ）をみても、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分とはいえません。女性があらゆる分野において、意思決定過程に男性と平等に参画することは女性の意思を社会に反映、男女共同参画社会を実現するための重要な条件です。女性活躍推進法*をはじめとする社会全体における女性活躍の動きの拡大から、国が示す「第5次男女共同参画基本計画」において「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」取り組みへ努力することが求められています。

二本松市における審議会等のうち女性委員を含む審議会等の割合は63.3%、女性委員の割合は24.9%です。その一方で、特に女性議員の割合、町内会長等に占める女性の割合が低くなっています。（P8 参照）社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、指導的地位に女性が占める割合がさらに向上するよう努力を続けていく必要があります。

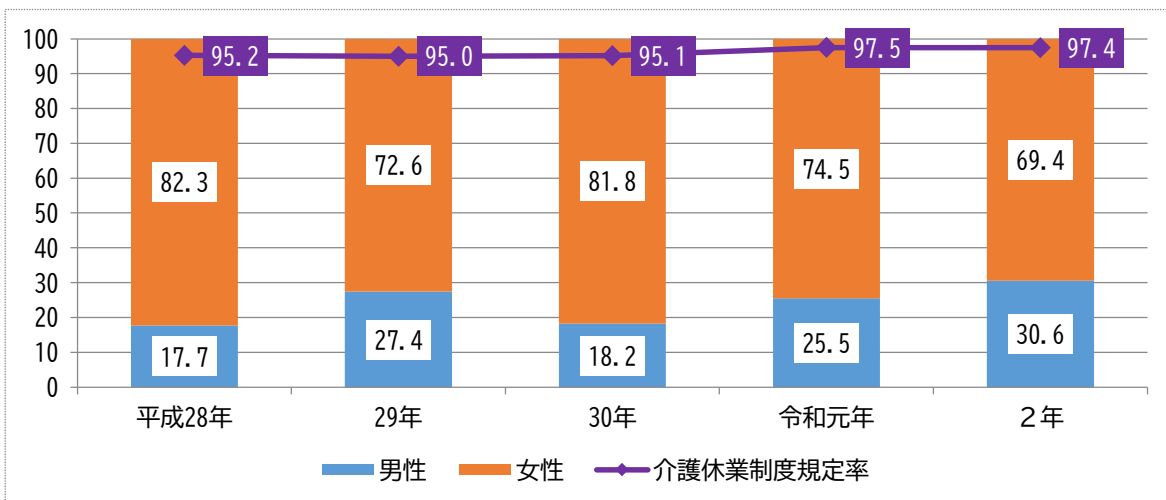
二本松市における在留外国人数は増加傾向にあります。（P41 参照）日本との言葉や文化の違いなどにより、地域生活や家庭内の問題、国際結婚の問題、就労問題など、生活上様々な困難が生じることも起こりえます。情報不足によるトラブルを未然に防ぐことができるよう、生活に関する各種の情報の提供や、相談・支援体制を充実する必要があります。また、グローバル化やインバウンド誘客の促進が求められている現在において、二本松市を訪れる外国人も年々増加している傾向にあります。文化や習慣の違いから生じる軋轢^{あつれき}や差別を解消し、個人が尊重される相互理解が進んだ、世界に開かれた二本松市を実現するために、国際的視野に立つことができるバランス感覚にすぐれた人材を育成することが必要であり、こうした取り組みにおいても、男女が共に参画することで、多文化共生社会など国際化に対応した環境づくりを進めていく必要があります。

福島県の育児休業制度 規定率と取得率



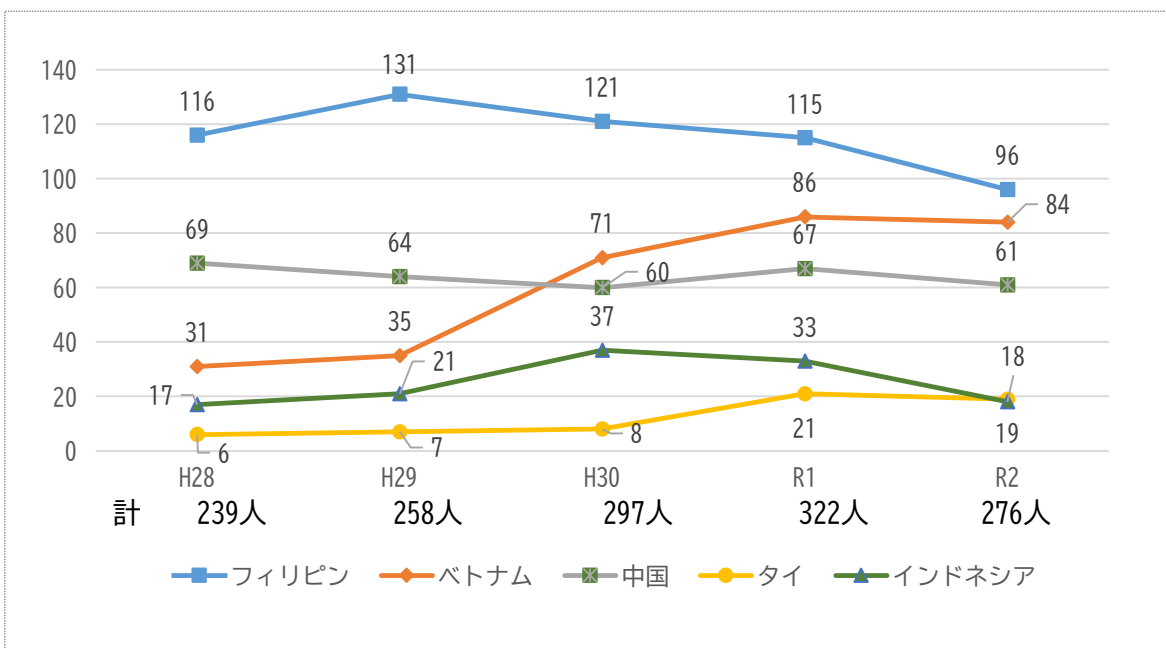
【資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）/各年7月31日現在】

福島県の介護休業制度規定率と介護休業制度取得率の男女比



【資料：労働条件等実態調査結果報告書（福島県）/各年】

二本松市の在留外国人数の推移



【資料：福島県の国際化の現状/各年12月末日現在】

基本方針1 仕事と生活の調和



男女共同参画社会の実現のためには、長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知することが重要です。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進し、事業所等におけるワーク・ライフ・バランス*を実現するための取り組みが推進されるよう支援を行うとともに、経営者・管理職の理解促進への取り組みを強化します。また、各種ハラスメント*等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女が共に子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した保育施設整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

基本方策1 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
16	男性の育児・介護休業制度の利用促進(事業所向け)	男性が女性と共に家事・育児・介護に積極的に参画することによって、女性は働きやすく、安心して出産と育児ができるように、男性の育児・介護休業制度の利用促進啓発と、各事業所に対し男性が育児・介護休業制度を取得しやすい環境の整備について要請する。	商工課
17	次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知と、男性職員の育児参画及び女性職員活躍のための各種施策の推進を図る。	人事行政課

基本方策2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
18	延長保育等の促進	乳児保育、延長保育、一時保育及び障がい児保育を進め、働きやすい環境の整備を推進する。	子育て支援課

19	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園の教育標準時間後の時間帯における保育を実施することにより、保護者の子育てを支援する。	子育て支援課
20	放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない世帯の子育てを支援するため「学童保育所」を設置運営する。	子育て支援課
21	放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民やボランティアと共に学習、スポーツ及び文化活動等を実施する。	生涯学習課
22	ファミリーサポートセンター活動推進事業	子育て中の家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境を整備して児童福祉の向上を図る。	子育て支援課
23	待機児童解消対策事業	待機児童解消のため、民間事業者の施設整備に対し補助を行う。	子育て支援課
24	保育所保育料助成事業	子育て支援のため保育所、こども園保育料及び副食費の無料化、一部助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世帯の市外からの流入、定着を促す。	子育て支援課
25	子ども医療費助成事業	子育て支援の一環として、出生から18歳までの子どもの医療費の一部負担金等を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図る。	国保年金課
26	高齢者福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、高齢者福祉サービスの利用推進を図る。	高齢福祉課
27	障がい福祉サービス	介護者の負担を軽減するため、障がい福祉サービスの利用推進を図る。	福祉課
28	多様な形態の家庭への支援（手話通訳関係）	障がい者及び障がい児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。	福祉課

29	多様な形態の家庭への支援（ひとり親家庭医療費助成事業）	ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。	子育て支援課
30	男女の「出会いの場」を設ける事業	結婚の意思・子どもをもちたい希望がありながら、相手にめぐり合えない独身の男女を支援するため、「出会いの場」を設け、結婚推進を図る。	子育て支援課
31	結婚お世話役	少子化対策の一環として、結婚お世話役を設置し、市内に居住する結婚希望者の結婚推進を図る。	子育て支援課

基本方策3 職場における男女平等の実現

No.	事業名	事業内容	担当課
32	地域子育て支援センターの運営	子育ての不安や悩みについての相談や指導、育児講座の開催などを行う「地域子育て支援センター」を運営する。また、民間の子育て支援センターに対し補助を行う。	子育て支援課
33	労働に関する女性の基本的権利の広報・啓発	市広報紙に男女雇用機会均等法等について掲載し法律の理解促進を図るとともに、雇用の場における女性に対する差別の禁止、妊娠・出産を理由とする解雇の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止、産前産後休業、母性健康管理などの労働条件を定めた「男女雇用機会均等法」の啓発を進める。	商工課

基本方針2 女性人材の育成と経済的な地位の向上



働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置*（ポジティブ・アクション）などの取り組みを促進します。また、女性のエンパワーメント*支援のための講座や講演会を実施するとともに、女性活躍の促進を図るため、異業種交流などを積極的に推進していきます。さらに、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図り支援を行います。

基本方策1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

No.	事業名	事業内容	担当課
34	女性指導者の育成	福島県主催の各種事業等への参加を促し、女性指導者の育成に努める。	生涯学習課
35	女性学級等の開催	女性学級や市民大学セミナー等において社会的性別（ジェンダー）及び女性のエンパワーメントを高めるための学習を行う。	生涯学習課
36	事業所等人材育成補助	市内事業所等の優秀な人材の育成・確保を促進するために、研修受講費の一部を補助する。	商工課

基本方策2 女性の労働に対する適正な評価と支援

No.	事業名	事業内容	担当課
37	自営業就業女性の労働条件改善と団体育成	自営業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。	商工課
38	農業就業女性の労働条件改善と団体育成	「家族経営協定」の推進を含め、農業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。	農業振興課
39	農村女性の地位向上支援	家族経営協定の推進により、家庭内職場での経営改善計画策定の話し合いへの参画機会を確保し、農業経営への女性の参画を促進する。また、生活改善等各種研修機会の提供や活動の支援を行う。	農業振興課

基本方策3 女性の経済的自立の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	女性の就業相談会、求人情報の提供	女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携し就業相談会や求人に関する情報の提供を行う。	商工課

基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進



あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

また、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、指導的地位に女性が占める割合が向上するよう努力を続けていく必要があります。

基本方策1 公的分野における女性の参画の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
41	女性委員の登用促進	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率 30%以上を目標に、庁内への取り組み要請を行う。	各課
42	広聴制度の利用促進	市民から広く意見を聴取するための「菊松ボックス」、「げんきのたね」及び「広聴カード」制度を周知して、男女問わず広く意見・提言を求める。	秘書政策課
43	女性職員の採用と登用促進	市職員の採用にあたっては、男女の機会の均等を確保する。また、女性職員の職域拡大及び能力開発に配慮し、管理職への登用を促進する。	人事行政課

基本方策2 企業、団体、地域等における女性の参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
44	組織・団体のトップへの女性の登用	男女共同参画社会の形成に向け、PTA・保護者会・行政区を含め、可能な限り組織・団体のトップへの女性の登用の機運を醸成する。	各課
45	女性登用促進のための啓発活動推進	企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。	商工課
46	地域活動の意思決定過程への女性の参画促進啓発	女性や子ども・高齢者にとって、より安全で住み良い地域社会づくりを進めるため、自治会、防犯、防災等あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を促進する。	秘書政策課

基本方針4 国際社会における男女共同参画の推進



男女共同参画の理念のもと、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、共生社会づくりを進めることも重要です。国際的視野に立つことができるバランス感覚にすぐれた人材を育成することが必要であり、こうした取り組みにおいても、男女が共に参画することで、多文化共生社会など国際化に対応した環境づくりを進めていく必要があります。また、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。

基本方策1 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
47	海外派遣事業	国際理解と広い視野に立った判断力を培い、地域社会において積極的に活動のできる人材を育成するため、市民を海外に派遣する。	秘書政策課
48	国際留学金支給事業	国際相互理解と国際友好を促し、将来、国際的な視野に立ち活躍する人材の育成と国際交流の推進に寄与することを目的とし、海外に留学する若者に国際留学奨学金を支給する。	秘書政策課

基本方策2 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
49	定住外国人支援事業	誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境整備として、定住外国人支援ガイドブックの配布等を行い、定住外国人の支援を図る。	秘書政策課
50	インバウンド誘客促進事業	台湾をはじめ海外からの誘客を推進するため、情報の発信と受入体制の整備を図る。 1 多言語対応のウェブサイトやガイドマップシステム導入 2 多言語対応パンフレット（英語・簡体語・繁体語・ベトナム語等） ※簡体語：主に中国本土で使用、繁体語：主に台湾で使用	観光課

基本目標Ⅲ 安心・安全で健やかな暮らしの実現

女性に対する暴力は、人間の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、特に、女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」*（以下、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という。）が重要な人権として認識される必要があります。

また、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自分または周りの人がDV被害の経験がある人の割合	22%	17%
DV相談件数（福島県男女共生センター）	74件 (令和元年度)	※モニタリング指標
妊婦検診受診率	99.66%	100%
乳がん検診受診率	26.75%	45.00%
子宮がん検診受診率	32.49%	40.00%
女性の消防団員の人数	4人	8人

※モニタリング指標：年度ごとの状況を表す指標

【現状と課題】

DV、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント*、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。市民アンケート調査結果においても、「自分が直接経験したことがある」「自分の身の回りで経験した人がいる」と答えた方は、男性よりも女性の割合が多いことがわかります（P25）。年代別でも、各年代において男性よりも女性のほうが「自分が直接経験したことがある」「自分の身の回りで経験した人がいる」と答えた方の割合が多く、これらの暴力は、固定的な性別役割分担や家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等が根底となった構造的な問題です。

また、生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組む必要があります。市民アンケート調査結果において、「結婚、家庭および離婚について」の考えを前回アンケートの結果と比較すると「結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい」、「相手に満足できない時は離婚するのもやむを得ない」との考えも増加しており、結婚・離婚に対し、それぞれが自由に選択できるようになってきていることがわかります。しかしながら、男性と女性では身体に備わっている機能が異なり、それぞれの性別やラ

イフステージ*に応じた病気や健康上の問題点があります。さらに、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対応が求められています。生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」*が重要な人権として認識される必要があります。

さらに、防災に関する知識や普段からの備えなど意識の高まりもある中で、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が急務となっています。今後、国の「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、男女共同参画の視点からの取り組みを推進することが必要です。

基本方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶



男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、市民一人ひとりがDVは犯罪につながる行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を持つよう、周知・啓発します。また、被害者が、安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

基本方策1 男女間における暴力の根絶に向けた取り組みの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
51	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」(11月25日)に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。	健康増進課
52	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」(11月25日)に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。	福祉課
53	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、関係機関が連携した支援を行う。	子育て支援課

54	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」(11月25日)に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。	高齢福祉課
55	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものである。また、能力発揮を妨げるとともに、日常生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為であることから、防止に向けた広報・啓発を行う。	生活環境課
56	性暴力等の防止活動	セクシュアル・ハラスメントが犯罪であることを再認識するよう広報活動を展開する。また、関係機関との連携を図りその防止に努める。なお、人権擁護委員に積極的に女性を推薦し女性が相談しやすい体制を整える。	生活環境課
57	性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	市広報紙への啓発記事の掲載、地域安全パトロール隊や少年センター補導委員等による防犯啓発活動、市内巡回パトロールなどによりその防止に努める。	生活環境課 生涯学習課
58	相談体制の充実(人権)	人権擁護委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。	生活環境課
59	相談体制の充実(民生委員・児童委員)	福島県男女共生センター相談室、民生委員・児童委員、家庭児童相談員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。	福祉課
60	相談体制の充実(家庭児童相談員)	福島県男女共生センター相談室、児童委員、家庭児童相談員等関係機関との連携	子育て支援課

基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援



発達段階に応じて、男女の性の違いや性の多様性、互いの性の尊重を育む教育を行うことで、男女が共に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」*に対して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができます。女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

基本方策1 性と生殖に関する健康・権利の増進

No.	事業名	事業内容	担当課
61	「性と生殖に関する健康・権利」の理解促進	<p>男性も女性もお互いの性を理解し、尊重し合える社会の形成と、子どもを産む、産まない、産む間隔などの家族計画について、女性が自発的に決めることができる権利の社会的理解を促進するための広報を行う。また、安心して出産と育児をするため、新しく父親母親になる方を対象にした両親学級を開催する。なお、出産後には家庭訪問による家族計画等の指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両親学級の開催 2 出産後の家庭訪問実施 3 育児不安に悩む保護者への支援 4 不妊に悩む夫婦で、特定不妊治療を行った方に対し、治療費の補助を行う。 5 産後ケア事業 6 子育て支援アプリの配信 	健康増進課
62	生徒指導力の向上及び性教育の推進	<p>市内各中学校2学年を対象として、産婦人科医による性教育教室を実施し、男女が互いの性を尊重できるよう人間教育を行う。</p>	学校教育課

基本方策2 生涯を通じた母性の健康保持・増進

No.	事業名	事業内容	担当課
63	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査費を補助することにより、妊婦が安全に安心して出産ができるよう支援する。	健康増進課
64	不妊治療費助成事業	特定不妊治療、一般不妊治療に係る費用補助を行うとともに、不妊に関する相談・啓発等を実施する。	健康増進課
65	出産時交通費助成事業	市内において分娩ができる施設がないことから、出産時に医療機関までの移動にかかる経費を助成することにより、安心して妊娠出産ができるよう支援を行う。	健康増進課
66	産後ケア事業	出産後の産婦の身体的な回復の支援、乳児の状況に応じた育児支援、育児に対する不安のある産婦の心理的支援のために助産師が施設での宿泊ケアや日帰りケア、または訪問による訪問ケアを実施する。	健康増進課
67	子育て支援アプリ事業	核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育て家庭を取り巻く環境は変化し、孤立による育児不安や負担感が大きくなっている。このため、メールにより切れ目の無い育児情報や母親のメンタルヘルスに関する情報を届けることで、母親の心に寄り添い、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防・解消に努める。	健康増進課

基本方針3 男女共同参画の視点に立った防災対策



地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

基本方策1 防災分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
68	女性防火クラブの育成・強化と女性消防団員の防災への参画推進	女性防火クラブが地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動を行えるよう、日頃から防災知識の普及啓発や防災訓練等を実施する。また、女性消防団員を募集し、消防団・消防署が行う主要行事への参加、火災・防災に対する啓発・広報活動などでの活躍を推進することで、防災等への女性の参画を推進する。	生活環境課
69	女性団体等の防災・復興への参画推進	防災・復興に関し、意思決定の場において女性団体等との連携を図るとともに、女性の参画を推進する。	生活環境課

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検及び情報公開
- 3 成果指標一覧

第5章 計画の推進

1 推進体制

男女共同参画施策を推進していくためには、庁内の各部・課・二本松市男女共同参画審議会等との緊密な連携体制を充実させる必要があります。

(1) 庁内における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各部・課と連携し男女共同参画に関する施策を推進します。また計画の進行状況を管理するため、年度ごとに関係各課が実施した事務・事業の報告をとりまとめ、その結果を公開します。

(2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・学識経験者などで構成される「二本松市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

2 計画の進捗状況の点検及び情報公開

計画の実効性を確保するために、各部・課及び「二本松市男女共同参画審議会」において計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。また、関係機関と連携を図り、各事業の取り組み状況の把握に努めます。進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを年度ごとに繰り返していきます。

3 成果指標一覧

基本目標		評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
I 男女共同参画社会に向けた意識の向上	1	両親学級参加者数	48人	100人
	2	子育て支援センター（育児教室等）利用者数	21,046人	25,000人
	3	認知症サポーター数	77人	100人
	4	”性的少数者についての認知度（`性的少数者`という言葉を知ったことあり、意味も知っていると答えた人の割合）”	59%	70%
II あらゆる分野における女性の活躍	1	市男性職員の育児休業取得率	8.33%	20%
	2	市職員の女性管理職の割合	20.4%	30%
	3	審議会等における女性委員の登用状況	24.3%	30%
	4	事業所等人材育成研修女性受講割合	27.90%	35%
	5	待機児童の解消	24人	0人
	6	出会いの場の提供	年1回	年6回
	7	お世話役による成婚	年1組	年3組
	8	合計特殊出生率（バイズ推定値）*	1.42	1.71
III 安心・安全で健やかな暮らしの実現	1	自分または周りの人がDV被害の経験がある人の割合	22%	17%
	2	DV相談件数（福島県男女共生センター）	74件 (令和元年度)	※モニタリング指標
	3	妊婦検診受診率	99.66%	100%
	4	乳がん検診受診率	26.75%	45.00%
	5	子宮がん検診受診率	32.49%	40.00%
	6	女性の消防団員の人数	4人	8人

※モニタリング指標：年度ごとの状況を示す指標

参考資料

- 1 二本松市男女共同参画推進条例
- 2 二本松市男女共同参画審議会規則
- 3 計画策定の経緯
- 4 二本松市男女共同参画審議会委員名簿
- 5 関連法令

1 二本松市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 1 日

条例第 5 号

すべての人は、法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず、個人として尊重されなければならない。

しかしながら、今なお性別による固定的役割分担意識や

それに根ざした慣習などが存在している状況にある。

さらに、少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会が

急速に変化する中で豊かな地域社会を創造していくた

めには、男女がお互いその人権を尊重し、責任を分かち

あい、個性と能力を十分発揮することのできる社会を

形成していくことが重要である。

ここに、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の理念に基づき、二本松市における男女共同参画の推進に関し、基本方針を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動

に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本方針)

第 3 条 男女共同参画の推進についての基本方針(以下「基本方針」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が共に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動及び学校、職場、地域等における活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。

(5) 生涯にわたる妊娠及び出産に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 国際社会における取組との関係が考慮されること。

(実現すべき姿)

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、前条に定める基本方針にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 性別による固定的な役割分担意識を持つことなく、それぞれの個性を尊重し、大切に家庭になること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適性を相互に認め合い、明るく豊かで充実した家庭になること。

ウ 家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽を共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 学校において実現すべき姿

ア 教育のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性を尊重し、能力を発揮できる教育がなされること。

イ 男女共同参画の推進について、指導者の研修の機会が増進されること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性などが適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない職場になること。

イ 家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものになるよう、職場環境の改善が図られること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく取得でき、仕事と家庭が両立するようになること。

エ 適切な健康管理が行われること。

オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつけられること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の諸活動に参画できる環境が整備されること。

イ 男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ すべての人の人権が尊重され、差別のない、心豊かな地域社会がつけられること。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 市は、市民及び事業者に対して男女共同参画の推進

に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

4 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本方針にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止等)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現をしないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 10 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(政策の決定過程への共同参画の推進)

第 11 条 市は、市の政策の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(国、県、他市町村等との連携)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他市町村及び民間の団体等との広域的な連携に努めるものとする。

(表彰)

第 13 条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に著しく寄与した市民及び事業者を表彰するものとする。

(相談の対応等)

第 14 条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談の対応に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する相談を受けたときは、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議のため、市長の附属機関として、二本松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、識見を有する者のうちから市長が任命する委員 16 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬等)

第 16 条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年二本松市条例第 38 号)の定めるところによる。

(施策の実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的な推進に資するため、主要な施策の実施状況等について毎年公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

2 二本松市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 12 月 1 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、二本松市男女共同参画推進条例(平成 17 年二本松市条例第 5 号)第 15 条第 6 項の規定に基づき、二本松市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。 附 則(平

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年1月 29 日規則第1号)

この規則は、平成 31 年4月1日から施行する。

3 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
令和3(2021)年6月7日	【庁議】 二本松市男女共同参画基本計画策定(改訂版)策定方針について
令和3(2021)年7月7日	【二本松市男女共同参画審議会】 男女共同参画に関するアンケート調査について
令和3(2021)年7月28日 ～令和3(2021)年8月20日	男女共同参画に関する市民アンケート実施 対象：市民1,000人 回答359人
令和3(2021)年10月18日	【二本松市男女共同参画審議会】 男女共同参画に関するアンケート調査結果について 二本松市男女共同参画基本計画(骨子)について
令和3(2021)年10月25日	【二本松市男女共同参画審議会：勉強会】 各課からの事務事業内容説明
令和3(2021)年11月8日	【二本松市男女共同参画審議会：勉強会】 二本松市男女共同参画基本計画(素案)について
令和3(2021)年11月29日	【二本松市男女共同参画審議会】 二本松市男女共同参画基本計画(案)について
令和3(2021)年12月20日	【庁議】 二本松市男女共同参画基本計画(案)について
令和3(2021)年12月22日	【議員協議会】 二本松市男女共同参画基本計画(案)について
令和3(2021)年12月23日 ～令和4(2021)年1月21日	パブリックコメントの実施
令和4(2022)年2月10日	【二本松市男女共同参画審議会(書面開催)】 二本松市男女共同参画基本計画について
令和4(2022)年3月7日	【庁議】 二本松市男女共同参画基本計画について
令和4(2022)年3月22日	【議員協議会】 二本松市男女共同参画基本計画について

4 二本松市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	選出区分、推薦機関・団体等
会長	すくも た ゆうこ 栞田 祐子	学識経験者
副会長	わたなべ よしゆき 渡辺 善行	市区長会
委員	さとう さちこ 佐藤 祥子	学識経験者
	おおがき かずや 大関 一也	学識経験者
	あべ としひろ 安部 敏弘	学識経験者
	わたなべ よしこ 渡邊 嘉子	J A心くしま未来女性部安達地区本部
	さとう てるお 佐藤 彰男	市社会教育員
	いしかわ みち 石川 美知	女性団体（市婦人団体連合会）
	すずき みさこ 鈴木 美砂子	二本松商工会議所女性会
	ほんた さつこ 本多 さつ子	あだたら商工会女性部
	まつもと けんじ 松本 健二	二本松青年会議所
	むとう きくこ 武藤 喜久子	一般公募
	わたなべ りえ 渡邊 里絵	一般公募

任命期間 令和3年7月7日～令和5年7月6日（2年間）

5 関連法令

(1) 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための 男女共同参画の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 26 日公布

福島県条例 第 17 号

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる 21 世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
 - 4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、

家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、

男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要

があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

- 第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

- 第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べるができる。

(組織)

- 第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

- 第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

- 第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。
- 3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。
 - 二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

- 第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

(2) 女子に対するあらゆる形の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日国際連合総会採択

1981年9月3日発効

1985年6月25日批准条約第7号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを

享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるものもない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置を

とることを決意して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基
づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社
会的、文化的、市民的その他のいかなる分野において
も、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男
女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、
享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又
は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難
し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当
な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及
びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当
な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法
律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立
法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)を
とること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基
礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所そ
他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為
からも女子を効果的に保護することを確保するこ
と。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行
も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に
従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を
撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣
習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての
適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規
定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済
的及び文化的分野において、女子に対して男子との平
等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有
することを保障することを目的として、女子の完全な能
力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置
(立法を含む。)をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的
とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定
義する差別と解してはならない。ただし、その結果と
していかなる意味においても不平等な又は別個の基
準を維持し続けることとなってはならず、これらの措
置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に
廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置
(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差
別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を
とる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又
は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習
その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女
の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母
性についての適正な理解並びに子の養育及び発育
における男女の共同責任についての認識を含める
ことを確保すること。あらゆる場合において、子の
利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売
春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置

(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設におけ

る職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職

- 業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な

場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を

組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び

責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名

を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつ

でも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。_

(3) 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文	
第一章 総則(第一条—第十二条)	
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)	
第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)	
附則	

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会

を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同

参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があ

ったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関

参考資料

係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第

一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。_

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県

基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族 次号 第六号 第五条 第八条の三及び第九条において同じ)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進 住宅の確保保護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関す

る通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ)を受けた者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力 同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。

ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその

知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。))の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住

居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに

足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又

は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事

件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の

場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更

生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が

講ぜられるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)第六条
第一項 配偶者又は配偶者であった者同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項
配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手第十条
第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合第二十八
条の二に規定する関係を解消し
た場合

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画
(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進
するための支援措置
(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行

動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認め

るとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次

の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研

究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数

値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を

定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活に

における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれ

に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第

四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十

分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。_

用語解説一覧

あ・ア行

アジェンダ

計画、予定案、議事日程、協議事項などを指します。特に政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画の意で用います。

エンパワーメント (Empowerment)

自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画するなど、力をつけることを意味します。

か・カ行

合計特殊出生率(バイズ推定値)

合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、バイズ推定値とは合計特殊出生率の経年的な動向を見る場合、市町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、バイズ統計による推定の適用を行って算出し、数値を推定したものです。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

さ・サ行

「持続可能な開発目標(SDGs)」(Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12(2030)年を年限とする17のゴール、169のターゲットから構成される国際目標です。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業等)に義務付けられました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30(2018)年に公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

性的少数者(セクシャル・マイノリティ)

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となることから、セクシャル・マイノリティ・性的少数者といえます。

セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいいます。職場においては、性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

た・夕行

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者等の親密な関係にある、または親密な関係にあった人(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声で怒鳴る」、「無視する」、「子どもに危害を加える」といっておどすなどの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがあります。

は・八行

配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護、支援を図ることを目的とする法律です。

ハラスメント(Harassment)

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがあります。

ら・ラ行

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の段階をいいます。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health/Rights 、性と生殖に関する健康と権利)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

わ・ワ行

ワーク・ライフ・バランス(Work Life Balance 、仕事と生活の調和)

働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいいます。_

LGBT(Lesbian Gay Bisexual Transgender)

女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつです。

UN Women(国連女性機関)

平成23(2011)年、国連のジェンダー関連の4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たに発足した機関です。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

第4次 二本松市男女共同参画基本計画
(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

発行：福島県二本松市

編集：総務部秘書政策課

〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1

(TEL) 0243-55-5090
